

未来へ おのまち総合計画

「人も自然も元気
みんなの笑顔が かがやくまち」

平成 30 年度～平成 34 年度



ONOMACHI

福島県田村郡小野町

「未来へ おのまち総合計画」

目次

第1編 序論	1
第1 計画の構成と計画期間	1
1 基本構想	1
2 基本計画	1
3 実施計画	1
第2 基本構想及び基本計画策定の趣旨	2
第2編 基本構想	3
第1 基本理念	3
1 「安全安心で住みやすいまち」	4
2 「オールおのまち」	4
3 「自然を活かす・環境を活かす・人を活かす」	4
4 「持続可能なまち」	4
第2 目標年次	4
第3 小野町の将来像	5
将来像を実現させる4つの基本目標と事業分野	8
第3編 基本計画	9
第1 主要プロジェクト	9
「幼児教育施設の整備」	10
「小中学校教育の充実」	11
「役場庁舎の整備推進」	14
「小野インターチェンジ周辺開発の推進」	15

「生涯にわたる健康づくりの推進」	16
「初期医療体制の充実」	18
「豊かで活力ある農業づくり」	19
「魅力ある特産品づくり」	21
第2 主要施策	22
基本目標1	
「子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために」	
1 地域子育て支援の充実	22
2 幼児教育施設の整備【主要プロジェクト再掲】	25
3 小中学校教育の充実【主要プロジェクト再掲】	26
4 小学校の統廃合	29
5 小中学校施設の整備	30
6 国際感覚豊かな人材の育成	31
7 活字に親しむまちづくりの推進	32
8 芸術・文化の振興	33
基本目標2	
「便利で住みよいきれいな町を目指して」	
1 役場庁舎の整備推進【主要プロジェクト再掲】	38
2 健康づくり拠点施設の整備	39
3 情報発信力の強化	40
4 ごみ減量化の推進	41
5 公営住宅等環境整備の推進	42
6 生活排水処理施設の整備促進	43
7 安全・安心な飲用水の確保	44
8 交通弱者の移動支援拡充	46

9	小野インターチェンジ周辺開発の推進	
	【主要プロジェクト再掲】	47
10	小野町への定住・移住の促進	48
11	観光誘客の推進	50
12	消防施設管理整備の充実	52
13	防犯対策の強化	53
14	右支夏井川河川改修事業の促進	54
15	身近なまちづくりの推進	55
16	再生可能エネルギーの更なる活用	57

基本目標 3

「将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ」

1	生涯にわたる健康づくりの推進	
	【主要プロジェクト再掲】	63
2	スポーツに親しむまちづくりの推進	65
3	初期医療体制の充実【主要プロジェクト再掲】	66
4	健康づくり拠点施設の整備（再掲）	67
5	障がい者（児）に優しいまちづくりの推進	68
6	高齢者にやさしいまちづくりの推進	70
7	介護予防の推進	71
8	避難行動要支援者の支援体制の整備	72

基本目標 4

「働く喜びをみんなで感じるために」

1	豊かで活力ある農業づくり【主要プロジェクト再掲】	77
2	魅力ある特産品づくり【主要プロジェクト再掲】	79
3	林業の振興	80
4	森林環境の保全	82

5 賑わいと活気あふれる商工業の推進	83
6 立地企業の支援拡充	84
第4編 中長期継続プロジェクト	90
第5編 進行管理	94
第6編 策定の経過・参考資料	100

小野町公式イメージキャラクター「小桜ちゃん」



第 1 編 序 論

第 1 計画の構成と計画期間

「未来へ おのまち総合計画」の構成

「未来へ おのまち総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 つから構成されています。

1 基本構想

基本構想とは、長期的な視点に立ってまちづくりの基本理念や町の将来像などを示すものです。この基本構想に基づき、基本計画や実施計画が策定されます。

計画期間は 5 年間です。

現行の第四次小野町振興計画期間における基本構想は、平成 21 年度を初年度とし、平成 30 年度を目標年次としていました。

2 基本計画

基本計画とは、基本構想を実現するための各施策の内容を体系的に取りまとめたものです。急速に変化する社会・経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう、計画期間は基本構想と同様に 5 年間としています。

3 実施計画

実施計画とは、基本計画で定める施策を具体化する事業を示すものです。計画期間は 1 年間です。

第 2 基本構想及び基本計画策定の趣旨

本町では、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間を計画期間とする「第四次小野町振興計画」を策定し、『きらめく人と自然 あったか小野町』を将来像に掲げ、その実現に向けた取り組みを推進してきました。

平成 25 年度には前期基本計画を終了させ、平成 26 年度から始まった後期基本計画も施行から 4 年が経過し、社会・経済情勢の変化や住民ニーズの多様化が進む中、国全体での人口の自然減少時代を迎え、改めて人口減少対策も喫緊の課題として浮かび上がってきており、いわゆる地方創生への取り組みも求められるようになってきました。

そこで、後期基本計画の目標年度を 1 年早め、まちづくりにおける様々な課題に対応し、基本構想に掲げた町の将来像の実現を目指すため、今後 5 年間のまちづくりの方向性と目標を明らかにする計画として、本計画を策定します。

第2編 基本構想

第1 基本理念

基本理念は、小野町のまちづくりを行っていく上で、最も重要な基本姿勢であり町政運営を進めるにあたって、基本的な考え方を示すものです。

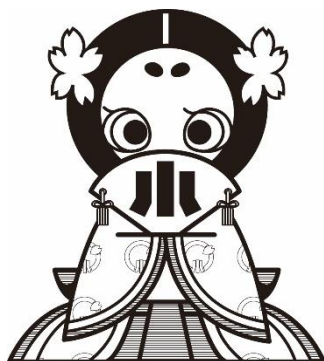
阿武隈山系のほぼ中心に位置する小野町の豊かな自然・特性を生かし、住民意識を十分踏まえ反映するとともに、「小野町民憲章」に掲げられている5つの精神を基本として、まちづくりを進める必要があります。

また、これまでも小野町は、『笑顔とがんばりの町』をキャッチフレーズに、自然と人情豊かな町として、地域の中に町民の顔が見えるやさしいまちづくりを目指してきました。

新しいまちづくりを始める今、あらゆる分野に関わるこれらの考え方を継承し、計画の基本理念として掲げます。

町民憲章(昭和54年8月制定)

- 一、 郷土を愛し、自然に親しむ平和な町にしましょう。
- 一、 体力づくりに励み、健康で明るい町にしましょう。
- 一、 熱意と誇りをもって働き、楽しい町にしましょう。
- 一、 教育と文化を大切にし、知性豊かな町にしましょう。
- 一、 互いに助け合い、心やすまる町にしましょう。



1 「安全安心で住みやすいまち」

住民が日常生活を安全な環境で安心して暮らせるよう、快適ですみやすいまちづくりを推進します。

2 「オールおのまち」

行政・住民・あらゆる産業分野など町民全員参加での協働のまちづくりを推進します。

3 「自然を活かす・環境を活かす・人を活かす」

町にもともとある地域資源...里山風景、強固な地盤、交通インフラなどを活かしたまちづくりを推進します。また、人をはぐくみ、人の力で活路を見出すまちづくりを推進します。

4 「持続可能なまち」

住んでいる町民が、今後人口が減っていく中であっても、快適に暮らせる環境づくりを推進します。

第2 目標年次

この基本構想における目標年次は、平成 34 年度(西暦 2022 年度)を目標年次とする 5 か年の計画とします。

ただし、長期的に取り組む必要のあるプロジェクトも併せて掲げ、その推進を図ります。

第3 小野町の将来像

人は、その生活や営みを通して様々な歴史や文化を生み出し、継承してきました。また、人と人とのつながりによってそれぞれの地域独自のコミュニティを形成してきました。今日まで築いてきた文化・歴史を尊重し大切にするとともに、一人ひとりの個性を尊重し互いに相手を思いやる心を持った想像性豊かな人を育てることが大切であると考えます。

子ども達は、将来の小野町、日本を支えるかけがえのない『たからもの』です。子ども達を健やかに育むためには、町全体の人々が健康で元気に暮らしていかなければなりません。医療や介護福祉制度の進歩があり平均寿命が延びる傾向にありますが、一方で認知症を患う方も増え、『健康寿命』をいかに延ばすかが課題となってきましたが、いずれ健康でなければ幸福とはいえません。子どもから高齢者までが健康で元気に暮らせることが、小野町の原動力となります。

また、将来を担う子ども達、青少年を育成するには「豊かな心」を育むことと「確かな学力」を身につけさせることが大切で、今の小野町をつくってきた先人の精神を受け継ぐためにも人材の育成、充実した教育環境が望まれています。

産業は、私たちの生活を支えるとともに、「まち」に活気と活力をもたらします。小野町に根ざして成長してきた産業はもとより、新たな産業の発展を支えることにより、町内外を問わず活発な人・モノの交流が拡大し、小野町が出会いとふれあいの場となり、賑わいにあふれ、いつまでも住みたいと思えるようにすることが大切と考えます。

自然は、私たちの生活にゆとりと潤いを与えてくれるだけでなく、多くの動植物が生息する環境でもあり、私たちの生活を支えてくれる大切なパートナーです。そのような豊かな自然が身近にある環境を次の世代に残していく必要があります。

小野町は、高速交通体系が整備されており、また、その一部拡張が進むなど、人とモノの行き交う交通の要衝です。また、位置的に東日本大震災からの復興の拠点となりうる資質を秘めており、今後ますます重要な位置を占めることになります。小野インターチェンジ周辺の整備・開発も進めていく必要があります。

これからも小野町が持続・発展し続けていくためには、住民と行政がそれぞれに創造性を持って協働しながら、小野町の将来像に向かって、主体性を持ちつつも自発的に活動していくことがとても大切です。

以上の考えを踏まえ、4つの基本理念により実現される5年後の小野町の将来像を次のように定めます。

小野町の将来像

「人も自然も元気 みんなの笑顔が かがやくまち」



「笑顔と活気あふれる人々」「豊かな自然環境」が本来の輝きをもって、人と人が互いに協力し合うことで、ここに住み人たちが生きる喜びを感じ、みんなの笑顔が輝くまちとなることを将来像とします。

基本構想

平成 30 年度から平成 34 年度

町民憲章

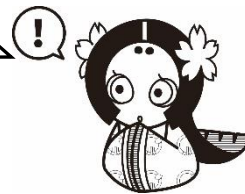
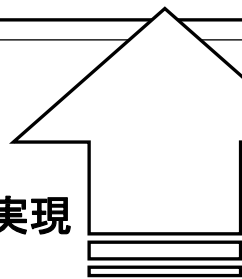
基本理念

- 1 「安全安心で住みやすいまち」
- 2 「オールおのまち」
- 3 「自然を活かす・環境を活かす・人を活かす」
- 4 「持続可能なまち」

小野町の将来像

「人も自然も元気 みんなの笑顔が
かがやくまち」

基本計画の着実な
実施により将来像を実現



基本計画～4つの基本目標

- 1 子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために
- 2 便利で住みよいきれいな町を目指して
- 3 将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ
- 4 働く喜びをみんなで感じるために

将来像を実現させる 4 つの基本目標と事業分野

基本目標	事業分野
1 子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために	結婚・出産・子育て・教育・成人教育・生涯学習・生きがい・人材育成・芸術文化スポーツほか
2 便利で住みよいきれいな町を目指して	公共施設整備・情報・交通・インターチェンジ周辺整備・道路整備・河川・住環境・環境・定住移住・消防防災・防犯・観光・再生可能エネルギー・町有財産管理ほか
3 将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ	福祉・保健・保険・介護・衛生・栄養・健康診断・生活習慣病予防・公立病院ほか
4 働く喜びをみんなで感じるために	農林業・商業・工業・雇用労政・地場産業・特産品ほか

第3編 基本計画

第1 主要プロジェクト

平成30年度を初年度とし、平成34年度(西暦2022年)を目標年次として設定する『未来へ おのまち総合計画』において、町の将来像とした「人も自然も元気 みんなの笑顔が かがやくまち」の実現を目指し、計画を着実に推進するため、基本理念に基づき重点的に取り組むべき課題を「主要プロジェクト」として設定します。

主要プロジェクトは、人口減少対策、子育て教育環境の充実、安全・安心で便利な暮らし、健康寿命の延伸、産業の活性化など直近の町の重要な課題に対し、将来像と各基本目標の達成のため最優先に、そして集中的な取り組みを進めることとします。

基本目標ごとに2つ、全体として8つの事業を主要プロジェクトとします。

主要プロジェクト

基本目標 1 子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために

主要プロジェクト「幼児教育施設の整備」

【目的と方針】

就学前の教育・保育の充実や多様化する保育ニーズに対応するため、「幼児教育施設等に関する基本方針」及び「小野町子ども・子育て支援計画」に基づき、保育環境の整備・充実を図り、安心して子育てができる環境整備を推進します。

また、小学校就学後の学習へスムーズに移行できるよう、学校教育との連携を図ります。

【現状と課題】

保護者の就労状況や家庭環境の変化に伴い、3歳未満児の保育ニーズが高まっていますが、現在の施設では対応できる構造等になっていないことから、園児の受入数に制限があります。

また、夏井おおすぎ保育園を除く小野わかば幼稚園、中央さくら保育園、飯豊ひまわり保育園、浮金つつじ児童園については施設の老朽化が進んでいる状況にあり、耐震化工事が行われていないことから、新たな幼児教育施設を整備することは、喫緊の課題です。

【主要施策】

○認定こども園の整備による幼児教育・保育環境の充実

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供できる施設として、幼保連携型認定こども園の整備を推進します。

また、子育て交流センター機能の充実を図り、未入園児に対する遊びの場の提供や育児相談、各種子育て情報の発信等保育環境の充実を図ります。

新たな支援策としては、入園児に対する完全給食の実施、病後児保育の実施、特色ある教育・保育カリキュラムの導入(外国語教育、自然・農業体験、体力向上策、肥満解消など)を図ります。

○幼児教育施設の維持・管理

既存の幼児教育施設については、新たな幼児教育施設整備までの間、安全安心な環境保全のため適正な維持管理に努めます。

【指標・平成 28 年度実績】

認定こども園 未整備

【指標・平成 34 年度】

認定こども園 整備・供用

(供用予定時期:平成 32 年度中)

主要プロジェクト「小中学校教育の充実」

【目的と方針】

健全な社会を構築する、心豊かでたくましく生きる力を持つ子どもの育成のため、「小野町教育環境整備の基本方針」に基づき、小中学校教育の充実を図り、魅力ある学校づくりに努めます。

【現状と課題】

小中学校教育については、少人数教育や個に応じた指導の工夫・改善を進め、児童・生徒の個性や能力を伸ばすとともに学力向上対策事業を実施し、基礎学力の向上と学習習慣の形成に努めてきました。平成 29 年度からは、県の学力向上対策事業である「学びのスタンダード」推進事業の指定を受け、パイロット校及び推進協力校として全小中学校において指導力向上や授業の質の改善に取り組んでいます。

今後、「道徳の教科化」を踏まえ「考え、議論する道徳」への転換、新学習指導要領の施行による、小学校での「外国語科」の導入や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、研修等による教職員の資質向上や学習環境の整備を進め、各校における教育活動の充実を図っていく必要があります。

特別支援教育に関しては、相談体制の充実により保護者等の理解が深まり、また継続的に支援員の配置を行っており、少しずつ環境の改善が図られています。今後は、インクルーシブ教育システム(※)の構築に必要な要件を整備し、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、就学前から一貫した指導や支援を行っていく必要があります。

就学援助制度については、学校において制度の浸透が図られ申請者が増加傾向にあります。家庭の経済状態や社会的環境によらない、誰もが安心して学べる環境づくりも行っていく必要があります。

スクールバスは、主に学校の統廃合により遠距離通学となった児童・生徒を対象に運行していますが、今後全面的な見直しを図る必要があります。

児童・生徒の運動機会の減少による体力低下や肥満が増加していることから、学校において食育指導や学校給食を通して子どもたちの健やかな体を育む必要があります。また震災以降行っている学校給食の放射性物質の検査は、安全・安心の観点から継続して行っていく必要があります。

※インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

【主要施策】

○安心して学べる環境づくりの推進

小1 プロブレム(小学1年生が学校生活に適応できずに起こす問題行動)や中1 ギャップ(中学校入学後に学習や生活面での大きな環境変化に適応できず、不登校やいじめが増加する現象)など、児童・生徒の社会的・生理的变化に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育環境づくりを推進します。

○学力向上対策の充実

小中学生に対する各種検定料の助成を継続して行い基礎学力の定着を図ります。

学力調査により児童・生徒の学力の実態を把握した上で、結果を活用した効果的な指導法を研究・実践します。

新たな学習指導要領を踏まえ、学んだ知識の活用力を高めるため「主体的・対話的で深い学び」の手法を授業に取り入れるとともに、ICT(電子黒板、実物投影機、パソコン、タブレット、デジタル教材等)の積極的活用が可能となる環境整備を図りながら、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。併せて教員の指導力、資質向上も図ります。

社会人、職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成及び向上させるため、キャリア教育の充実を図ります。

○外国語教育の充実

小中学校及び幼児教育施設へALT(外国人英語指導助手)を派遣し、英語力及びコミュニケーション能力の向上と、国際理解や文化交流を図り、グローバル化に対応できる人材を育成します。

小学校においては中学年の「外国語活動導入」、高学年の「英語の教科化」に伴いALTを一層積極的に活用するほか、教員の専門性を高めるための研修等の充実も図ります。

○道德教育の充実

「道德の教科化」においては、問題解決や体験的な学習を取り入れ「考え、議論する」道德教育を実践します。

○特別支援教育の充実

臨床発達心理士等による教育相談や発達検査を継続して実施しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関連機関と連携し、就学前から総合的に一貫した支援の充実を図ります。

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、専門性のある指導体制の確保、障がいの程度に応じて通級指導などが行える環境整備を推進します。

○学びのセーフティネットの構築

中学生のサマーショートプログラム(夏期講習)や、課外授業の充実を図り、併せて家庭環境等によらない学習機会を提供します。

○地域との連携・協働体制の充実

地域資源を活用した学習支援や郷土愛を醸成する活動などに取り組み、地域で学校を支援する仕組みづくりを促進しながら、地域の教育力の向上も図ります。

○小中学校の通学支援の充実

小学校の統合に合わせ、小中学校のスクールバス運行について全面的に見直しを行い、遠距離通学児童・生徒の通学支援を行います。近年は徒歩時間減少による児童・生徒の体力が低下傾向にある実態を踏まえ見直しを行うとともに、地域の見守り活動の充実も図り、安全・安心な通学支援に努めます。

また、放課後の児童の活動支援や居場所づくりの充実を図ります。

○食育の推進及び安全安心な学校給食の提供

学校給食への地場産品の活用や、給食センターの栄養技師等による栄養教室を開催し、望ましい食習慣の形成や食育を推進するとともに、児童・生徒の健やかな体を育みます。

安全安心な学校給食の提供のため、給食の放射性物質の検査を継続して行います。

【指標・平成 28 年度実績】	【指標・平成 34 年度】
検定資格保有者率(当該学年相当級) 漢字 小学生 70%、中学生 45% 英語 中学生 60% 数学 中学生 58%	検定資格保有者率(当該学年相当級) 漢字 小学生 100%、中学生 100% 英語 中学生 100% 数学 中学生 100%
栄養技師による栄養教室 24 回 小学校 4 校合計 15 回 中学校 5 回 就学時健診 4 小学校×各 1 回＝4 回	栄養技師による栄養教室 28 回 統合小学校 3 学級×6 学年＝18 回 中学校 3 学級×3 学年＝9 回 就学時健診 統合小学校 1 回

基本目標 2 便利で住みよいきれいな町を目指して

主要プロジェクト「役場庁舎の整備推進」

【目的と方針】

現庁舎は、築 57 年を経過し、老朽化、耐震性の不備、社会的弱者への対応の不備、狭あい、非効率的な執務環境など、庁舎としての機能・役割が不十分で、町民サービスに不便をきたしている状況にあります。これらを解消するため、位置、財源などを含め、様々な角度から新たな庁舎整備のあり方を検討します。

【現状と課題】

現庁舎は、築 57 年を経過し、老朽化、耐震性の不備、社会的弱者対応の不備、狭あい、非効率的な執務環境など、多くの課題があります。

【主要施策】

○整備計画づくり

財政計画、所要財源の確保を図りつつ、位置、機能、規模、整備時期などについて、具体的な計画を策定します。

【指標・平成 28 年度実績】

【指標・平成 34 年度】

候補地などを含む本庁舎整備方針の決定
(平成 32 年度まで)

主要プロジェクト

「小野インターチェンジ周辺開発の推進」

【目的と方針】

交通の要衝としての小野インターチェンジ周辺の開発・整備を推進し、町民の利便性向上、交流人口の拡大などを図り、地域の維持発展を目指します。

そのために、小野インターチェンジ周辺整備構想をもとに、専門検討委員会による調査や研究、町民による勉強会などを実施し、構想より一步踏み込んだ基本計画を策定、開発に着手します。

【現状と課題】

磐越自動車道の小野インターチェンジは、福島県のあぶくま高原道路と同道が交差する地点にあります。いわば小野インターチェンジはジャンクションに出入り口がある珍しい形となっており、これにより小野町は大変交通が便利な町となっています。

人口減少対策が大きな課題となっている町としては、定住者の満足度を上げつつ、外部からの流入人口の拡大が迫られていることから、この優れた地域資源の活用を進めていく必要があります。

【主要施策】

○開発基本計画の策定及び開発着手

専門検討委員会による調査や研究、町民による勉強会などを実施し、構想より一步踏み込んだ基本計画を策定、当該計画に基づく整備に着手します。

○関係機関との連携強化

国や福島県との協議により事業に関する連携体制の構築を図ります。

基本目標 3 将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ

主要プロジェクト「生涯にわたる健康づくりの推進」

【目的と方針】

生涯を健やかでいきいきと過ごすためには、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持・向上につながる健康づくりに積極的に取り組み、健康的な生活を送ることが大切です。

すべての町民が「自分の健康は自分で守る」という視点に立って、ライフステージに応じた健康づくりに自覚と関心をもち、身体的・精神的にも良好な状態を維持し生活の質を高めていくことを目指します。

【現状と課題】

ライフステージを「乳幼児期」、「学童・思春期」、「青年期」、「壮年期」、「高齢期」の5段階に大別すると、壮年期に多い生活習慣病を予防するためには、乳幼児期や学童・思春期における家庭での規則正しい生活習慣の確立、青年期での予防知識や技術の普及、壮年期での具体的な行動変容と、生涯を通じた健康づくりが必要です。

また、高齢期における健康寿命の延伸のためには青年期からの運動習慣や適切な食生活の確保が必要です。

さらに、高齢期になっても咀嚼(そしゃく)能力を保持し、歯の喪失を防止するためには、乳幼児期の乳歯のむし歯予防から始まる生涯を通じた歯の健康管理が必要です。

【主要施策】

○健康的な生活習慣の確立

町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち続けられるよう、生活習慣を見直す機会として健康診査の受診や健康教室への参加などを積極的に推進します。

○身体活動・運動習慣の推進

ラジオ体操教室やウォーキング講習会などを開催し、身体を動かす機会の提供や正しい運動の知識の普及を積極的に推進します。

○適正飲酒と喫煙者の減少・受動喫煙防止の環境整備

正しいお酒との付き合い方の普及啓発や禁煙を推進します。

○歯・口腔の健康維持

歯科検診の実施や食生活・歯磨きの大切さ、フッ化物の利用について普及啓発を推進します。

○栄養・食生活の改善推進

「健康は食事から」の視点から、生きる上での基本となる『食育』を推進します。

〇こころの健康向上

睡眠や心の健康に関する個別相談会の開催や専門機関からの情報提供に努め、町民の心の健康の維持増進に努めます。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
むし歯がない 3 歳児の割合	68.7%	むし歯がない 3 歳児の割合	90.0%
胃がん検診受診率	14.9%	胃がん検診受診率	21.6%
公共施設の敷地内禁煙	未実施	公共施設の敷地内禁煙	実施
メタボリックシンドローム該当者及び 予備群の割合	31.3%	メタボリックシンドローム該当者及び 予備群の割合	21.0%

主要プロジェクト「初期医療体制の充実」

【目的と方針】

将来にわたって、町民が安心して医療を受けることができる体制を確保し、良好な地域医療体制のもとで健康長寿を推進します。

【現状と課題】

日曜日・祝日等の休日の医療確保対策として、在宅当番医制事業を実施しています。また、平日夜間の救急医療に対応するため、田村市に田村地方夜間診療所が開設されています。

しかし、公立小野町地方総合病院における夜間・休日の診療は、常勤医師の不足により休止していることから、同病院の常勤医師確保による夜間・休日診療の再開が喫緊の課題となっています。

保健事業については、町内医療機関などの関係機関と連携し事業を進めていますが、各種検診の受診率が低いなどの課題があり、検診の受診環境整備など生活習慣病対策の拡充を図る必要があります。

【主要施策】

○公立小野町地方総合病院における夜間・休日の診療

常勤医師の不足により休止している公立小野町地方総合病院の夜間・休日診療を早期に再開するため、病院と連携・協力し常勤医師の確保及び増員を図ります。

○初期救急医療体制の継続

休日や夜間の時間外の在宅当番医制事業や田村地方夜間診療所での初期救急医療を継続して実施していきます。

○適正受診の啓発、積極的な情報提供

持続可能な医療体制の確保のため、適正受診や時間内診療等に関する情報を積極的に提供します。

○保健、福祉その他の健康増進のための施策の充実

町内医療機関などと連携し各種検診を推進するほか、病気の予防、治療などの健康管理情報の共有により町民の健康増進を図ります。

【指標・平成 28 年度実績】

町内における夜間・休日診療ができる
医療機関

なし

【指標・平成 34 年度】

町内における夜間・休日診療ができる
医療機関

1 か所

基本目標 4 働く喜びをみんなで感じるために

主要プロジェクト「豊かで活力ある農業づくり」

【目的と方針】

農業従事者の確保・育成に力を注ぎ、農業生産基盤を整備し優良農地の集積・確保を図り、持続可能な活力ある農業を確立します。

また、安全・安心なおいしい農産物を生産するため、現在までに培われた土づくりの技術を最大限に有効活用しながら生産力の向上を図り、さらには6次産業化(※)を推進し、農業者の収入安定と営農意欲向上を図ります。

【現状と課題】

各農業者・集落・行政区等により農地、農業用施設の保全・管理を行ってきましたが、農業従事者の高齢化、専業農家の減少などの要因により、管理が十分ではない状況です。

このため、農業生産基盤を整備するとともに、「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」の戦略的展開を基に、担い手への農地集積を図る必要があります。

また、「健康なからだは健康な食べものから、健康な食べものは健康な土から」を基本理念に、ミネラル野菜の栽培を推進していますが、生産者は減少傾向にあり作付量の減少も懸念されることから、ミネラル野菜栽培の普及活動に取り組み、さらには、新たな作物の栽培に対する支援や6次産業化を推進し、農業者の収入安定と営農意欲向上を図り、継続して栽培に取り組める環境整備が必要です。

特に基幹産業の一つである水稻は、農業者のたゆまぬ努力にもかかわらず厳しい経営状態が続いています。国の米政策も平成30年度から大きく変わり、これらに対応した経営への支援がこれまで以上に求められています。

葉たばこについては、生産者の減少により耕作面積が減少しましたが、当地方の伝統的な作物であることから、産地の維持について、町としても継続して支援する必要があります。

畜産では、原発事故の影響もあり牛の価格が全体的に下落したものの、全国的に子牛の生産農家が減少していることにより、和牛の価格高騰が起き、市場取引価格が5年前の2倍の水準で推移しています。そのため、新たに雌牛を導入することが、大きな負担になっており、このことは酪農業においても同様となっています。この状況がしばらく続くと思われるため、今後も計画的に優良乳用、肉用雌牛の導入を支援していきます。

また、優良な堆肥を円滑に循環することは、畜産経営の一助となるものでもあり、農地の地力向上のため耕種農家と連携して、耕畜連携・循環型農業の推進を図る必要があります。

※6次産業(化)

農林漁業者(1次産業)が、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)に取り組み経済を豊かにすること。 $1 \times 2 \times 3 = 6$ 、で6次産業と呼ばれています。

【主要施策】

○農業生産基盤の整備

農業生産基盤(農地、農道、農業用水路)の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を促進します。

○農地災害の未然防止、農地の保全

農地災害の未然防止を図るため、農業者が実施する水路等の管理活動を支援し、優良農地の適正な保全を図ります。

○農業担い手の確保・育成、農用地の集積・集約の推進

長期的な農業振興を図るため、中核的な担い手として期待される「農地所有適格法人(農業生産法人)」設立の支援をはじめ、新規就農者の育成など、農業の担い手の確保・育成に努めます。

また、各集落における話し合いのもと「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」の策定を進め、担い手への農用地の集積・集約化を推進します。

○環境にやさしい循環型農業の推進

畜産経営で生産される堆肥の有効利用を図るため、町内耕種農家と連携して、循環型農業を推進し、農地の地力向上に努めます。

○優良牛導入による畜産の振興

畜産経営の安定化を図るため、計画的に優良な乳用、肉用雌牛の導入を行います。

○耕作放棄地対策の推進

農地の荒廃・遊休化を防止するため、各集落の協力を得ながら、遊休農地を活用した諸施策を継続して推進します。

また、農地パトロールを定期的 to 実施し、耕作放棄地の実態把握に努めます。

○6次産業化の推進

農作物の付加価値を高めるため、町内産農作物を活用した6次産業化を推進します。

また、ミネラル野菜を活用した新たな商品開発にも取り組みます。

【指標・平成28年度実績】		【指標・平成34年度】	
認定農業者数	37 経営体	認定農業者数	42 経営体
認定農業者への農地の集積	170ha	認定農業者への農地の集積	185ha

主要プロジェクト「魅力ある特産品づくり」

【目的と方針】

小野町の地理的優位性、環境性を資源に新たな産業品の開発を行う個人・団体等を支援することにより、開発を推進し地域の中での認知度を高め、地域ブランドとして市場に送り出すことで、生産意欲の向上と地域の活性化を推進します。

また、自ら発想し、仕事をつくり、働ける環境ができるような起業の支援に努めます。

【現状と課題】

町の特産品として、ミネラル野菜などの農産物は一定の高い評価を得ており、「美女伝説」ブランドとして定着しつつあります。しかし、生産量は増えず、また、市場流通から見ると十分ではないことから一層のPRが必要です。

また、黒にんにくや米粉、ミネラル野菜を使った商品開発や加工・販売への支援、また当町に因んだ発酵食品の開発に努め、多様化する消費者ニーズを的確に捉え、消費者から魅力を感じられる特産品づくりが必要です。

さらには、商工会青年部が中心となり開発したご当地グルメ「おのまち小町アイスバーガー」の魅力を広く発信します。

【主要施策】

○特産品開発への支援

産学官が連携し、農業者・商業者・工業者が主体となって、安定的に市場への提供が可能な新たな特産品開発の取り組みに対し支援を行います。また、農産物の付加価値を向上させるための、農業の6次産業化を推進します。

また、ご当地グルメとして展開している「アイスバーガー」のPRと地元農作物を活用した新たな商品開発に対し支援を行います。

○創業支援事業の推進

経営者の高齢化への対応と新規事業への参入を活発化し、地域経済発展のため若者の創業及び円滑な事業承継を図ることを目的に、包括連携協定を締結した東邦銀行との連携を強化し創業支援塾の充実を図ります。

また、町内に創業・開業することを望む意欲ある方々の支援策として、小野町独自の支援制度の制定について調査研究し、創業支援の推進を図ります。

【指標・平成28年度実績】

登録商標使用産品数 9 個

【指標・平成34年度】

登録商標使用産品数 12 個

第2 主要施策

基本目標1

「子育てや教育に喜びを感じ、
そして生きがいを見出すために」

1 地域子育て支援の充実

【目的と方針】

子どもの健康や子育て支援の施策として平成27年度から5年計画で「小野町子ども・子育て支援計画」を策定し、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、地域全体ですべての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて「すこやか・はぐくみ・安心小野町」を目指していきます。

このため、平成29年4月から子育て支援課に設置した「子育て世代包括支援センター」に、子どもの健康・福祉・教育の手続きに関するワンストップ総合窓口を提供して、子育てに関する事業を計画的に進めます。

【現状と課題】

女性の社会進出や経済の動向などにより、共働き家庭が増加するとともに、女性が就労の継続を希望しながら妊娠・出産を機に退職する傾向や男性中心とした長時間労働など、仕事と生活を両立させることが依然として困難な状況にあります。共働き家庭の割合が増加し、父親の育児参加が必要な時代となっている中、「帰宅時間が遅い・休日出勤」などで育児に関われないことや育児休業の利用が低いこと、職場の事情により休暇が取れないこと、さらには育児への関心の低さなどから、母親の子育てに対する負担や不安が多く孤立感を抱えやすい状況にあります。

小野町の生後3～4か月健康診査のアンケート調査でも、子育てに自信が持てないことや育児に不安を抱えているという結果が出ています。また、子ども・子育てニーズ調査からは、乳児保育や放課後対策の要望が多く寄せられており、子どもを持つ母親の就労については、家庭の経済的な安定、仕事と育児の両立を支援するための具体的な保育サービスの調整、子どもの病気への対応などが課題となっています。

【主要施策】

○地域子育て支援拠点での子育て支援

平成 29 年 4 月から、「子育て世代包括支援センター」を開設し、子どもの健康・福祉・教育の総合窓口として様々な事業を行っています。親子の教室や交流、特定不妊治療費助成、妊産婦の医療費や交通費の助成、児童手当、子どもの医療費、ひとり親家庭医療費助成や相談支援、子どもの虐待予防や相談、幼児教育施設（幼稚園・保育園・児童園）に関する事業を行っています。

町内の幼児教育施設で開催されている「子育て交流センター」では、未入园児の育児相談や子育て家庭の交流の場となる「あそびの広場」を週1回継続して行っています。

○妊産婦の健康のための健診と保健指導を実施

妊産婦の健康の保持増進を図るため、肝炎、HIV、子宮頸がん検査を含む健診や保健指導を妊婦 1 人当たり 16 回実施します。

○乳児家庭を母子保健推進員や保健師が訪問

こんにちは赤ちゃん訪問事業として、各行政区の母子保健推進員や保健師が生後 1～2 か月の乳児をもつ家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や育児情報の提供を行います。育児不安や虐待予防の観点からも地域支援活動のPRを充実させ、細やかな支援事業を行います。

○未入园児に対する一時預かり保育を実施

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育園等で一時的に預かり保育を行います。

○教育・保育施設利用者に対する延長保育

女性の社会進出や経済の動向などにより共働き家庭が増加し、子育てと仕事との両立が難しくなってきたことから、これを支援するため、通常の利用日や利用時間以外に保育園や認定こども園等で延長保育を行います。

○放課後児童クラブを引き続き実施

共働き家庭など家庭での保育・育児ができない小学生を対象に、小学校の余裕教室などを活用し、放課後に適切な遊び、生活の場を提供して、児童の健全育成を図ります。現在は、小野新町小学校と民間保育園で放課後児童対策に取り組んでいますが、保護者の就労状況や学校ごとの事情によりニーズが異なることや平成 32 年度に予定されている小学校の統廃合による影響なども考慮しながら、教育課とも連携し総合的な居場所づくりの推進を図っていきます。

○病児に対する専用スペースでの一時的保育を実施

現在は緊急に対応できる看護師や保育士の人材確保が課題ですが、医療機関での実施を目指し連絡調整を行います。また、今後認定こども園での病後児保育、医療機関での病児（病中）保育の実施に向けて体制を整備していきます。

【指標・平成 28 年度実績】	【指標・平成 34 年度】
地域子育て支援拠点での子育て支援 子育て世代包括支援センター 0 か所 子育て交流センター 1 か所 （小野わかば幼稚園内）	地域子育て支援拠点での子育て支援 子育て世代包括支援センター 1 か所 子育て交流センター 1 か所 （認定こども園内）
妊産婦の健康のための健診と保健指導 妊婦全員が妊婦健診を利用	妊産婦の健康のための健診と保健指導 継続的に実施し、妊婦全員が妊婦健診を利用
母子保健推進員や保健師の乳児家庭訪問 48 世帯 延べ 59 名 （対象家庭の 73.8%）の訪問実施	母子保健推進員や保健師の乳児家庭訪問 全家庭 100%の訪問実施
未入園児に対する一時預かり保育を実施	未入園児に対する一時預かり保育を継続実施
教育・保育施設利用者に対する延長保育を実施	教育・保育施設利用者に対する延長保育を継続実施
放課後児童クラブの実施	放課後児童クラブの継続実施
病児に対する一時的保育実施施設 なし	病児に対する一時的保育実施施設 認定こども園内 1 か所 医療機関 1 か所

2 幼児教育施設の整備(主要プロジェクト・再掲)

【目的と方針】

就学前の教育・保育の充実や多様化する保育ニーズに対応するため、「幼児教育施設等に関する基本方針」及び「小野町子ども・子育て支援計画」に基づき、保育環境の整備・充実を図り、安心して子育てができる環境整備を推進します。

また、小学校就学後の学習へスムーズに移行できるよう、学校教育との連携を図ります。

【現状と課題】

保護者の就労状況や家庭環境の変化に伴い、3歳未満児の保育ニーズが高まっていますが、現在の施設では対応できる構造等になっていないことから、園児の受入数に制限がされています。

また、夏井おおすぎ保育園を除く小野わかば幼稚園、中央さくら保育園、飯豊ひまわり保育園、浮金つつじ児童園については老朽化が進んでいる状況で、耐震化工事が行われていないことから、新たな幼児教育施設を整備することは、喫緊の課題です。

【主要施策】

○認定こども園の整備による幼児教育・保育環境の充実

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供できる施設として、幼保連携型認定こども園の整備を推進します。

また、子育て交流センター機能の充実を図り、未入園児に対する遊びの場の提供や育児相談、各種子育て情報の発信等を図ります。

新たな支援策としては、入園児に対する完全給食の実施、病後児保育の実施、特色ある教育・保育カリキュラムの導入(外国語教育、自然・農業体験、体力向上策、肥満解消など)を図ります。

○幼児教育施設の維持・管理

新たな幼児教育施設整備までの間、既存施設の維持管理に努め、安全・安心な環境整備を図っていきます。

【指標・平成 28 年度実績】

認定こども園 未整備

【指標・平成 34 年度】

認定こども園 整備・供用
(供用予定時期:平成 32 年度中)

3 小中学校教育の充実(主要プロジェクト・再掲)

【目的と方針】

健全な社会を構築する、心豊かでたくましく生きる力を持つ子どもの育成のため、「小野町教育環境整備の基本方針」に基づき、小中学校教育の充実を図り、魅力ある学校づくりに努めます。

【現状と課題】

少人数教育や個に応じた指導の工夫・改善を進め、児童・生徒の個性や能力を伸ばすとともに学力向上対策事業を実施し、児童・生徒の基礎学力の向上と学習習慣の形成に努めてきました。平成 29 年度からは、県の学力向上対策事業である「学びのスタンダード」推進事業の指定を受け、パイロット校及び推進協力校として全小中学校において指導力向上や授業の質の改善に取り組んでいます。

今後、「道徳の教科化」を踏まえ「考え、議論する道徳」への転換、新学習指導要領の施行による、小学校での「外国語科」の導入や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、研修等による教職員の資質向上や学習環境の整備を進め、各校における教育活動の充実を図っていく必要があります。

特別支援教育に関しては、相談体制の充実により保護者等の理解が深まり、また継続的に支援員の配置を行っており、少しずつ環境の改善が図られています。今後は、インクルーシブ教育システム(※)の構築に必要な要件を整備し、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、就学前から一貫した指導や支援を行っていく必要があります。

就学援助制度については、学校において制度の浸透が図られ申請者が増加傾向にあります。家庭の経済状態や社会的環境によらない、誰もが安心して学べる環境づくりも行っていく必要があります。

スクールバスは、主に学校の統廃合により遠距離通学となった児童・生徒を対象に運行していますが、今後全面的な見直しを図る必要があります。

児童・生徒の運動機会の減少による体力低下や肥満が増加していることから、学校において食育指導や学校給食を通して子どもたちの健やかな体を育む必要があります。また震災以降行っている学校給食の放射性物質の検査は、安全・安心の観点から継続して行っていく必要があります。

※インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

【主要施策】

○安心して学べる環境づくりの推進

小1 プロブレム(小学1年生が学校生活に適応できずに起こす問題行動)や中1 ギャップ(中学校入学後に学習や生活面での大きな環境変化に適応できず、不登校やいじめが増加する現象)など、児童・生徒の社会的・生理的变化に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育環境づくりを推進します。

○学力向上対策の充実

小中学生に対する各種検定料の助成を継続して行い基礎学力の定着を図ります。学力調査により児童・生徒の学力の実態を把握した上で、結果を活用した効果的な指導法を研究・実践します。

新たな学習指導要領を踏まえ、学んだ知識の活用力を高めるため「主体的・対話的で深い学び」の手法を授業に取り入れるとともに、ICT(電子黒板、実物投影機、パソコン、タブレット、デジタル教材等)の積極的活用が可能となる環境整備を図りながら、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。併せて教員の指導力、資質向上も図ります。

社会人、職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成及び向上させるため、キャリア教育の充実を図ります。

○外国語教育の充実

小中学校及び幼児教育施設へALT(外国人英語指導助手)を派遣し、英語力及びコミュニケーション能力の向上と、国際理解や文化交流を図り、グローバル化に対応できる人材を育成します。

小学校においては中学年の「外国語活動導入」、高学年の「英語の教科化」に伴いALTを一層積極的に活用するほか、教員の専門性を高めるための研修等の充実も図ります。

○道德教育の充実

「道德の教科化」においては、問題解決や体験的な学習を取り入れ「考え、議論する」道德教育を実践します。

○特別支援教育の充実

臨床発達心理士等による教育相談や発達検査を継続して実施しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関連機関と連携し、就学前から総合的に一貫した支援の充実を図ります。

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、専門性のある指導体制の確保、障がいの程度に応じて通級指導などが行える環境整備を推進します。

○学びのセーフティネットの構築

中学生のサマーショートプログラム(夏期講習)や、課外授業の充実を図り、併せて家庭環境等によらない学習機会を提供します。

○地域との連携・協働体制の充実

地域資源を活用した学習支援や郷土愛を醸成する活動などに取り組み、地域で学校を支援する仕組みづくりを促進しながら、地域の教育力の向上も図ります。

○小中学校の通学支援の充実

小学校の統合に合わせ、小中学校のスクールバス運行について全面的に見直しを行い、遠距離通学児童・生徒の通学支援を行います。近年は徒歩時間減少による児童・生徒の体力が低下傾向にある実態を踏まえ見直しを行うとともに、地域の見守り活動の充実も図り、安全・安心な通学支援に努めます。

また、放課後の児童の活動支援や居場所づくりの充実を図ります。

○食育の推進及び安全安心な学校給食の提供

学校給食への地場産品の活用や、給食センターの栄養技師等による栄養教室を開催し、望ましい食習慣の形成や食育を推進するとともに、児童・生徒の健やかな体を育みます。

安全安心な学校給食の提供のため、給食の放射性物質の検査を継続して行います。

【指標・平成 28 年度実績】	【指標・平成 34 年度】
検定資格保有者率(当該学年相当級) 漢字 小学生 70%、中学生 45% 英語 中学生 60% 数学 中学生 58%	検定資格保有者率(当該学年相当級) 漢字 小学生 100%、中学生 100% 英語 中学生 100% 数学 中学生 100%
栄養技師による栄養教室 24 回 小学校 4 校合計 15 回 中学校 5 回 就学時健診 4 小学校×各 1 回＝4 回	栄養技師による栄養教室 28 回 統合小学校 3 学級×6 学年＝18 回 中学校 3 学級×3 学年＝9 回 就学時健診 統合小学校 1 回

4 小学校の統廃合

【目的と方針】

「小野町教育環境整備の基本方針」に基づき、将来を担う子どもたちに最良の教育環境を提供します。

【現状と課題】

平成 18 年に策定した「小野町教育環境整備の基本方針」を平成 29 年 3 月に改訂しました。

小学校は、子ども本位の視点に立ち、新たな教育スタイルを取り入れながら学校規模の適正化を図り、平成 32 年 4 月に 4 校を 1 校に統合することを目指します。

現在小規模校において複式学級が常態化し、社会性を育むために必要な一定規模の児童数での教育活動が困難な状況にあります。このことから速やかに統合を行い、子どもたちの教育環境を整える必要がありますが、新校舎整備に関しては用地の確保や建設期間など一定の期間を要するため、当面小野新町小学校校舎を仮校舎として学校運営を行います。

【主要施策】

○小学校の統廃合の実施

統廃合準備委員会において具体的な検討を行うとともに、移行期間は統合を見据えた教育課程の編成や、4 小学校の交流活動を拡充しながら教育内容の充実を図り、新たな統合小学校のスムーズな開校を目指します。

【指標・平成 28 年度実績】

小学校数 4 校

【指標・平成 34 年度】

小学校数 1 校に統合
(平成 32 年 4 月統合予定)

5 小中学校施設の整備

【目的と方針】

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び活動する場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、「小野町教育環境整備の基本方針」に基づき、安全で安心な学校施設の整備を計画的に進めるとともに、廃校後の学校跡地の有効利用を検討します。

【現状と課題】

小学校施設の建物構造部の耐震補強については完了していますが、昭和 40 年代後半から 50 年代前半にかけて建設されたものが多いことから、さらに安全で安心な教育環境の確保を図る必要があります。そのためには、老朽化が進行している校舎外壁など非構造部材の耐震化が課題であり、施設の耐用年数(鉄筋コンクリート造 60 年)を考慮すると、新校舎建設についても検討が必要となってきます。

また、小学校統合後の公立学校跡地の利用について、有効な活用方法が見出せないのが現状です。

【主要施策】

○小中学校施設の適正な維持・管理

小学校の非構造部材の耐震化対策として、外壁等の剥落・落下防止工事を行うほか、小中学校施設の適正な維持・管理を行います。

○統合後の新校舎及び廃校跡地利用の検討

現校舎の耐用年数等を考慮し、「小野町教育環境整備の基本方針」に掲げる小学校教育の実現に向けた新校舎のあり方や、学校の跡地利用について関係部署と連携し住民との合意形成を図りながら、具体的な検討を行います。

【指標・平成 28 年度実績】

【指標・平成 34 年度】

非構造部材(外壁)の耐震化工事完了
小学校新校舎建設の検討

6 国際感覚豊かな人材の育成

【目的と方針】

将来の小野町を担う国際感覚豊かで広い視野を持った人材の育成を図るため、語学体験、異文化交流事業の推進を図ります。

【現状と課題】

サマーキャンプ中学生の翼事業は、ホームステイ等を通じて、英会話の実体験や、国際感覚を身につけるための機会として平成4年度より実施してきました。しかし、開始から25年あまりを経過し、アメリカ以外の国々にも理解を深める必要があること、昨今の世界情勢に鑑み渡航の安全性の確保を図ること、また現行事業では参加人員に限られることなど、検討すべき点が多くあります。

そのため、より多くの児童・生徒を対象とした事業の実施、さらに国や地域の幅を広げた体験が可能な国際交流事業の拡充を図る必要があります。

【主要施策】

○小学生国際交流体験の創出

小学生高学年を対象に、専門研修施設での英語体験及び異文化体験事業を実施することにより、広い視野と価値観を養い、自己啓発を促す機会をつくります。

○中学生・高校生海外研修助成の実施

中学生・高校生を対象に、自主参加する海外研修に助成を行い、多様な国や地域での体験活動を奨励します。

○中学生海外派遣の推進

サマーキャンプ中学生の翼について、参加人員の見直しや渡航の安全性の確保を図り、ホームステイによる英会話や異文化の実体験を行います。

【指標・平成28年度実績】		【指標・平成34年度】	
小学生国際交流体験事業	0名	小学生国際交流体験事業	
		H30～31 小学生6学年 全員	
		(H32以降事業見直し)	
海外研修助成事業	0名	海外研修助成事業	年間5名
		(H30～32年度まで3年間実施し、経過をふまえて再検討。)	

7 活字に親しむまちづくりの推進

【目的と方針】

町民の心豊かな生活のため、誰もが活字に親しむことのできる事業を推進します。

【現状と課題】

現在、乳幼児から小中学生、一般町民まで、それぞれのライフステージに応じた読書活動事業を推進しています。読書活動を地域に定着させるために、小学校、中学校、高校と連携強化を図り、活字に親しむことができる取り組みが重要です。また、活字離れになりがちな高齢者や、健康上の理由で図書館への来館が困難な方に対するサービスの拡充が必要です。

【主要施策】

○活字に親しむきっかけづくり

読書の重要性を広く理解してもらうため、ブックスタート事業(0歳児対象)、どくしょスタート事業(小学1年生対象)を行い、段階的に子どもたちに本を手渡すことで読書への興味を維持させるとともに、家庭や地域で活字に親しむきっかけをつくります。

○ライフステージに応じた読書活動の支援

学校等と連携し、図書の貸出や読み聞かせ、ブックトークなどを実施します。また、利用者が積極的に情報を収集するために必要な資料等の整備を図るとともに、ライフステージに応じた読書活動を支援します。

○高齢者や来館困難者に対するサービスの充実

図書館への来館が困難な方に対し、宅配を利用した貸出を行うなどサービスの充実を図ります。

【指標・平成28年度実績】

図書館の利用登録者数 3,665 名
資料数 104,411 冊

【指標・平成34年度】

図書館の利用登録者数 3,800 名
資料数 120,000 冊

8 芸術・文化の振興

【目的と方針】

住民による芸術・文化活動を支援し、芸術鑑賞や創作・発表活動の機会を創出します。また、郷土愛を育み郷土の歴史や文化への理解を深めるため、文化財の保護活動の推進に努めます。

【現状と課題】

ふるさと文化の館の美術館では、芸術鑑賞や創作活動の発表の機会を広く住民の方に提供しています。また、郷土史料館や図書館においては、郷土の歴史や文化の学習の場として活用されています。

今後は、より多様な施設の利用を見据え、展示内容の充実や様々な年齢層の利用目的に添った施設の環境整備が必要となります。

文化財の保護については、地域住民がその大切さを認識することが重要なので、住民が主体となった保護活動を支援する必要があります。

【主要施策】

○特別展・企画展の計画的実施

芸術鑑賞の機会として特別展・企画展を計画的に実施します。

○小野町史の解説資料の作成

小中学生が郷土の歴史や文化への理解を深めることができるよう、小野町史を簡易に解説した郷土資料を作成します。

○地域に根ざした文化財保護及び保存

町民の文化財への理解を深めるよう啓発を図り、地域住民が主体となった文化財保護活動を支援します。

基本目標 1 関連の一般事業

(1)結婚・子育て

○結婚支援事業

少子化の進行に鑑み、婚姻届出者への記念品の贈呈や結婚世話やき人の育成などに取り組み結婚を支援します。

○児童公園事業

児童の健全育成のため、中央児童公園等の児童の遊び場を適正に管理します。

○笑顔とがんばり子育て応援金事業

町をあげて次代を担う新たな町民の誕生を祝福し、出生時の健やかな成長を願って応援金を交付します。

○すこやか出産妊産婦支援事業

母子の健康保持・増進と経済的負担軽減のため、妊娠・出産費用の一部・健診交通費・新生児聴覚検査を助成します。

○産後ケア事業

子育ての不安軽減のため、医療機関などと連携し、宿泊・日帰り・訪問ケアを実施します。

○児童手当事業

子育てにかかる費用軽減のため、児童手当を支給します。

○児童扶養手当事業

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、児童の健全育成のため手当を支給します。

○子ども医療費助成事業

保護者の経済的負担軽減のため、高等学校終了までの子どもの医療費全額を助成します。

○ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の生活の安定や自立促進のため、ひとり親家庭の医療費を助成します。

○乳幼児健康診査事業

身体発育や精神発達などの確認、異常の早期発見のため健康診査を実施します。

○特定不妊治療費助成事業

子どもを持ちたいと願い、医療保険が適用されない高額な特定不妊治療を受ける夫婦に対し経費の一部を助成します。

○養育医療事業

入院が必要な未熟児に対し、養育のために必要な医療給付を行います。

(2) 幼児教育

○認可外保育施設運営支援事業

次世代育成支援対策として、町内の認可外保育施設に入所している児童の処遇向上と児童福祉の増進を図るため、認可外保育施設の運営費の一部を助成します。

○多子世帯保育料軽減事業

少子化対策として、町内の認可外保育施設を利用している保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降で3歳未満児の保育料の一部を助成します。

○保育所事業

中央さくら保育園、夏井おおすぎ保育園、飯豊ひまわり保育園に入園する0歳から5歳児までの保育、施設の管理運営を実施します。また、飯豊ひまわり保育園においては、未入園児の一時保育を行います。

○児童館事業

浮金つつじ児童園に入園する3歳から5歳児までの保育、施設の管理運営を実施します。

○幼稚園管理運営事業

小野わかば幼稚園に入園する4歳から5歳児までの教育、施設の管理運営を実施します。また、子育て交流センター事業として、未入園児の子育て相談やあそびの広場を行います。

(3)教育

○教育委員会運営事業

教育委員会の運営管理、教育行政評価、学校医による児童・生徒の健診等を実施します。

○教育委員会事務局一般事業

教育委員会事務局の一般管理、運営を行います。また児童・生徒の東北大会・全国大会等出場に対して助成を行います。

○森林環境学習事業

児童・生徒を対象に、森林が持つ多様な役割や林業について学習する機会を提供します。

○小・中学校管理運営事業

児童・生徒の安全な学校生活を確保するため、小・中学校施設の適正な管理・運営と整備を行います。

○小・中学校振興事業

小・中学校の教育を振興するため、教材の整備や読書活動の推進などを行います。

○小・中学校 ICT 教育推進事業

ICT を活用した教育を推進するため、環境整備や教員の指導力向上に取り組みます。

○就学指導審議会運営事業

教育上特別な支援を要する幼児及び児童・生徒の教育の充実を図るため、早期からの一貫した教育相談・支援を行います。

○小野高等学校連携推進事業

地元県立小野高等学校の魅力向上、支援を行う事業です。小野高等学校について考える連携協議会の運営や小野高等学校の交流事業の支援や同校との連携事業も行います。

(4)生涯学習

○勤労青少年ホーム管理運営事業

青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、勤労青少年ホームの適切な管理・運営と整備を実施します。

○多目的研修集会施設管理運営事業

各種会議の開催や町民の文化活動の振興を図るため、多目的研修集会施設の適切な管理・運営と整備を実施します。

○社会教育総務事業

社会教育に関する各種事業の企画・運営を行います。社会教育行政が適切に行われるよう助言・指導する組織である社会教育委員の会議を実施します。

○生涯学習振興事業

住民の生涯学習の振興を図るため、成人向けの各種教室、講座開催のほか、青少年育成事業や成人式等を実施します。

○ふるさと文化の館一般管理運営事業

ふるさと文化の館(図書館・美術館・郷土史料館)の適切な管理・運営と整備を実施します。

○丘灯至夫記念館管理運営事業

当町出身の作詩家、丘灯至夫先生の業績を顕彰するため、資料の展示等を行います。

○社会体育総務事業

スポーツ推進委員や地区スポーツ協力員の協力を得て、各種体育事業の開催や、体育協会、スポーツ少年団、海洋クラブの育成・支援を実施します。

○学校体育施設開放事業

住民の健康増進と体力向上のため、地域の学校施設をスポーツ団体に開放し利活用を図ります。

○体育施設事業

地域スポーツの振興を図るため、小野運動公園の体育施設の適切な管理・運営と整備を実施します。

○文化・体育振興基金特別会計

「文化・体育振興基金」の適切な管理・運用を図ります。また児童・生徒の優れた活躍を表彰し、スポーツ少年団や高校生の全国大会等の出場に対し激励金交付を行います。

基本目標2

「便利で住みよいきれいな町を目指して」

1 役場庁舎の整備推進(主要プロジェクト・再掲)

【目的と方針】

現庁舎は、築 57 年を経過し、老朽化、耐震性の不備、社会的弱者への対応の不備、狭あい、非効率的な執務環境など、庁舎としての機能・役割が不十分で、町民サービスに不便をきたしている状況にあります。これらを解消するため、位置、財源などを含め、様々な角度から新たな庁舎整備のあり方を検討します。

【現状と課題】

現庁舎は、築 57 年を経過し、老朽化、耐震性の不備、社会的弱者対応の不備、狭あい、非効率的な執務環境など、多くの課題があります。

【主要施策】

○整備計画づくり

財政計画、所要財源の確保を図りつつ、位置、機能、規模、整備時期などについて、具体的な計画を策定します。

【指標・平成 28 年度実績】

【指標・平成 34 年度】

候補地などを含む本庁舎整備方針の決定
(平成 32 年度まで)

2 健康づくり拠点施設の整備

【目的と方針】

町民の健康への関心が高まるにつれ、健康づくりの拠点となる複合施設の整備の必要性が高まってきたことから、その整備を推進します。

【現状と課題】

少子高齢化が進み、ますます保健・衛生・福祉サービスへのニーズが高まる中、多様なサービスが提供できる施設の整備の必要性が高まっています。また、シンボリックな健康づくり拠点は町民の利便性を向上させ、健康づくり等に関する意識の高揚が期待できます。

施設の設置・運営方法は様々な方法が考えられますので多様な意見を取り入れ整備を図っていきます。

【主要施策】

○健康づくり拠点施設の整備推進

健康増進の拠点となる施設は、温泉資源等を利用した温浴・コンベンション機能を有する複合施設として、常に多くの町民等にぎわう施設の整備を目指します。住民のニーズの把握に努め、幅広い意見を取り入れるなど事前の調査研究を行います。

【指標・平成 28 年度実績】

【指標・平成 34 年度】

健康づくり拠点施設整備方針の決定
(平成 32 年度まで)

3 情報発信力の強化

【目的と方針】

「いつでも、どこでも、だれでも、何でも、容易に」情報発信、受信できるよう環境整備、発信体制を整備します。

【現状と課題】

情報通信技術の発達に伴い、インターネットを用いた情報サービスは、多くの人に利用されています。特に SNS(ソーシャル ネットワーキング サービス)※と呼ばれる社会的なつながりを構築するサービスが広く浸透しつつあり、短時間での確に情報発信できる SNS 活用による行政情報発信、町の PR 活動が望まれています。

【主要施策】

○情報発信体制の整備

目的、内容、対象に合わせた情報発信が的確にできるよう体制を整備します。

○職員の情報発信能力の向上

ICT に関する知識の習得、活用スキルを身につけるため、職員研修を行います。

○SNS 活用による情報発信

町の PR 活動、行政情報発信等を積極的に行うため、フェイスブック等の SNS を活用します。

○公共施設等における Wi-Fi 設備の拡充

町内の防災拠点、観光拠点について、Wi-Fi アクセスポイント等の設備拡充を行い、災害時の通信手段の確保と観光情報の発信拡大を図ります。

【指標・平成 28 年度実績】

【指標・平成 34 年度】

SNS による情報発信導入

※SNS(ソーシャル ネットワーキング サービス)

人と人の社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービス。フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどが有名。

4 ごみ減量化の推進

【目的と方針】

家庭から出る可燃ごみの減量化を推進し、ごみ処理費用の軽減を図ります。

【現状と課題】

家庭から排出される可燃ごみは年々増加しており、処理費用もこれに伴い増加を続けています。これを受け、ごみ減量化の効果を確認するため平成 28 年度より生ごみ処理機モニター事業を実施していますが、生ごみの減量化が可燃ごみの減量化に大きく影響することが改めて分かりました。

また、可燃ごみ減量化のためには、可燃ごみに含めて出されている雑がみ類を、資源ごみとして分別することによる減量化を推進する必要があります。

【主要施策】

○生ごみを含む可燃ごみの減量化を推進

生ごみの重さの 8 割が水分といわれていることから、水分を絞ってごみを出すよう啓発するとともに、可燃ごみとして出されている雑がみ類を資源ごみとして出すことを推進し、可燃ごみの減量化を図ります。

【指標・平成 28 年度実績】

家庭から出される可燃ごみの量
2,542 トン(年間)

【指標・平成 34 年度】

家庭から出される可燃ごみの量
2,415 トン(年間)

5 公営住宅等環境整備の推進

【目的と方針】

公営住宅等は居住に関して重要な役割を担っており、子育て世帯や高齢者など福祉の目的としても必要な施設です。

人口減少対策や福祉施策の観点からも利用者のニーズにあった住宅環境を整備することは重要なことなので、公平性を確保しながら、公営住宅等の整備を推進します。

【現状と課題】

これまで公営住宅事業は、住宅困窮者の住居確保のため、また、安心して生活できる環境提供のため、適正な維持管理に努めてきましたが、戸建て住宅は老朽化により、修繕費用が多額になってきています。

今後は、「小野町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、これまでどおりの維持管理と著しく老朽化した住宅の解体による用途廃止を進め、住民ニーズに合致した住宅の建設や改良に取り組む必要があります。

【主要施策】

○住宅の適正な維持管理の実施

「小野町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、団地の外壁や受電設備の改修、敷地内街路灯のLED化、周辺環境(排水設備の改修等)の整備を進めるなど適正な維持管理に努めます。

○住民ニーズにあった住宅を整備

「小野町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住民ニーズに合致した入居しやすい住宅を整備します。

【指標・平成28年度実績】		【指標・平成34年度】	
団地外壁等改修工事	1棟	団地外壁等改修工事	7棟
団地受電設備改修	2棟	団地受電設備改修	6棟(完了)
戸建て住宅解体戸数	12棟	戸建て住宅解体戸数	32棟
公営住宅建設戸数	0戸	公営住宅建設戸数	10戸 (以上、計画期間内の累積数)

6 生活排水処理施設の整備促進

【目的と方針】

生活排水を適正に処理するために、居住用家屋においては、町が主体となり浄化槽を整備する市町村設置型での整備を推進します。また、事業者等においては、設置費用の一部を助成する個人設置型での整備を推進することで、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ります。

【現状と課題】

生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、平成 23 年度より、町が主体となり浄化槽を整備する市町村設置型事業にて浄化槽の整備を推進してきました。

市町村設置型の整備事業では、住宅の新規着工件数の減少に加え、単独浄化槽からの合併浄化槽への転換が進んでいません。

また、事業者が設置する合併浄化槽の整備については、飲食店等において、その設置費用が多額となり、従来の助成制度では補えないものとなっていることから、助成制度の拡充などの検討が必要となっています。

更なる浄化槽の普及・水質汚濁の防止に向け、既存単独浄化槽及び汲み取り便槽から合併浄化槽への転換事業を重点的に推進する必要があります。

【主要施策】

○合併処理浄化槽の整備促進

「小野町生活排水処理基本計画」に基づき、生活環境の向上を図るため、合併浄化槽の整備促進を行います。

単独浄化槽と合併浄化槽の使用人口は、町全体で 90%を超えている状況ですが、設置者の約半数が単独浄化槽なので、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を重点的に推進していきます。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
生活排水処理率	49.3%	生活排水処理率	60.0%
市町村設置型浄化槽設置 累積基数	268 基	市町村設置型浄化槽設置 累積基数	450 基

7 安全・安心な飲用水の確保

【目的と方針】

飲用水の確保は、安定的な生活を行う上で最も重要なことであることから、安全で安心できる飲用水を安定的に確保していく対策を実施します。

【現状と課題】

上水道施設は、これまで安全・安心な飲用水の安定供給に努めてきました。しかし、施設の老朽化により更新が必要となっており、更新のための財源を確保し事業を行う必要があります。

基幹となる八反田浄水場は、建設から約 30 年が経過し、設備を随時更新してきましたが、受電設備及び水質測定計器など大規模な更新が必要になっていることから、水道事業の収支の状況を見極め、計画的に更新を図っていく必要があります。

水道管は、総延長 46.2 キロメートルのうち、石綿セメント管が未だ 9.5 キロメートル残存しており、各戸に飲用水を供給する配水管は 6.4 キロメートル残存しています。

これまで、国の補助事業を活用し更新してきましたが、平成 29 年度に補助事業が終了しています。

上水道の未給水区域の住民の多くは、震災及び原発事故以降、飲用水の確保に不安を抱いています。上水道の布設は、多額の費用と長い時間を要することから、町内全域への布設は難しいため、飲用水確保に対する新たな対策が必要となっています。

【主要施策】

○安全で安心できる上水道の供給

施設の老朽化に対応し、水道施設の計画的な更新を実施し長寿命化を図ります。

○老朽管(石綿セメント管)更新事業

石綿セメント管の更新については、主に市街地に布設されている配水管(6.4 キロメートル)を今後 10 年計画で更新していきます。

また、水源から原水を供給する導水管については、配水管更新後に計画を策定し、順次更新を行っていきます。

○未給水区域の飲用水の確保

安全で安心できる飲用水の安定的な確保及び上水道普及区域と未普及区域との均衡を図るため、個人または共同で新設する井戸の掘削等に関する費用を助成します。また、衛生的で安全な飲用水を確保できるよう、井戸等の水質検査にかかる費用を助成します。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
石綿セメント管の更新	—	石綿セメント管の更新	3.4km (計画期間中の配水管の更新延長)
井戸掘削補助	制度なし	井戸掘削補助	50 件 (計画期間中の累積件数)
水質検査補助	制度なし	水質検査補助	100 件 (計画期間中の累積件数)

8 交通弱者の移動支援拡充

【目的と方針】

第四次小野町振興計画において運用を開始したタクシー利用料金助成制度「おの町えがおタクシー」やその他公共交通機関の維持存続を図りながら、ニーズに応じた施策の内容充実と新たな公共交通システムの姿を追究します。

【現状と課題】

交通弱者の日常生活における円滑な交通手段を確保するため、また、当町の実情にあった公共交通システムを構築するため、小野町公共交通活性化協議会での検討により、これまで町内循環バスや、タクシー利用料金助成制度の試行をしてきました。この中で平成 28 年度に試行したタクシー利用料金助成制度は、利用予約・料金支払いなどを簡便な仕組みとしており、事後のアンケートでも好評を博したことから平成 29 年度から本格実施を行っています。

今後は、タクシー利用料金助成制度の円滑な運用を図りながら、他の交通機関との連携などを検討し、より町民のニーズに沿った便利な仕組みを構築していく必要があります。

【主要施策】

○タクシー利用料金助成制度「おの町えがおタクシー」の維持及び拡充

平成 29 年度から本格実施を始めたタクシー利用料金助成制度を維持しながら、利用者のニーズの把握に努め、より便利な制度となるよう検討を続けます。

○公共交通機関の利便性向上と仕組みの見直し

路線バス等の公共交通機関について、事業者や沿線市町村等との協議を行いながら、既存の運行形態等の見直しを行い、利用者の利便性向上を図りつつ、町の実情にあった仕組みとなるよう調査及び研究をします。

【指標・平成 28 年度実績】

タクシー利用料金助成制度での利用者数
1 日あたり 2.7 人

【指標・平成 34 年度】

タクシー利用料金助成制度での利用者数
1 日あたり 3.5 人
(計画期間の平均。多くの方に利用して欲しいことから増加が望ましいとする。)

9 小野インターチェンジ周辺開発の推進(主要プロジェクト・再掲)

【目的と方針】

交通の要衝としての小野インターチェンジ周辺の開発・整備を推進し、町民の利便性向上、交流人口の拡大などを図り、地域の維持発展を目指します。

そのために、小野インターチェンジ周辺整備構想をもとに、専門検討委員会による調査や研究、町民による勉強会などを実施し、構想より一步踏み込んだ基本計画を策定、開発に着手します。

【現状と課題】

磐越自動車道の小野インターチェンジは、福島県のあぶくま高原道路と同道が交差する地点にあります。いわば小野インターチェンジはジャンクションに出入り口がある珍しい形となっており、これにより小野町は大変交通が便利な町となっています。

人口減少対策が大きな課題となっている町としては、定住者の満足度を上げつつ、外部からの流入人口の拡大が迫られていることから、この優れた地域資源の活用を進めていく必要があります。

【主要施策】

○開発基本計画の策定及び開発着手

専門検討委員会による調査や研究、町民による勉強会などを実施し、構想より一步踏み込んだ基本計画を策定、当該計画に基づく整備に着手します。

○関係機関との連携強化

国や福島県との協議により事業に関する連携体制の構築を図ります。

10 小野町への定住・移住の促進

【目的と方針】

人口の急激な減少を緩やかなものとするため、町は平成 27 年度に「小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、定住・移住の促進施策を展開していますが、引き続き当該戦略や新たな取り組みを行い、定住・移住の促進を図っていきます。

【現状と課題】

町では、昭和 30 年の合併から一貫して人口が減少しており、平成 26 年 4 月には国から過疎地域の指定を受けました。人口の急激な減少は、当地域の様々な仕組みを破壊し、活力を奪ってしまう恐れがあることから、平成 27 年度に「小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「過疎地域自立促進計画」をそれぞれ策定しました。その中では、定住・移住・交流人口の拡大が重要な施策として位置づけています。

これまでに、「笑顔とがんばり！小野町定住・二地域居住推進事業実施要領」による移住者支援、定住コーディネーターを配置し町の情報発信、相談対応体制の強化を図ってきました。外部との連携については、福島県や小野町ふるさと暮らし支援センター、ふるさと回帰支援センターなどと連携したPR事業などにも積極的に取り組んできました。住居の提供に関しては、福島県宅地建物取引業協会と連携協定を締結し、空き家の有効活用を図ってきました。

今後は、定住に関するニーズに応じた取り組みや移住希望者への情報発信の強化も必要ですが、住居の他に個々に応じた「定住や移住後の生活に必要なもの」、例えば、仕事・余暇の過ごし方・教育環境・コミュニティとの関わり方などを一体的に提案できるような仕組みづくりが課題となっています。

【主要施策】

○移住情報発信拠点の設置

平成 30 年度に小野インターチェンジ近くに、(仮称)移住情報プラザを開所し、定住コーディネーターなどによる情報発信・相談対応体制を強化します。

○地域おこし協力隊の積極的な募集

地域おこし協力隊を積極的に募集します。地域活動で活躍できるよう、そして、委嘱期間満了後の定住について支援していきます。

○若者の定住対策の推進

就職や結婚を契機に町外へ転出する例が見られることから、これらの機会に際し、定住を促進する事業を調査し、実施していきます。

○空き家等の利活用推進

空き家バンク制度の安定的な運用と物件などの掘り起こしを行い、円滑な取引ができるようサポートします。

○「暮らしのガイドブック」の充実

定住者、移住者のための「おのまち暮らしのガイドブック」の内容充実を図ります。

○関係機関との情報共有、連携強化

福島県、小野町ふるさと暮らし支援センター、ふるさと回帰支援センターと情報の共有を図り、連携して積極的に小野町の PR を行います。

【指標・平成 28 年度実績】	【指標・平成 34 年度】
町の取り組みよる移住世帯 2 世帯 (平成 28 年度 1 年間)	町の取り組みによる移住世帯 15 世帯 (計画期間累計 15 世帯)
定住コーディネーター配置数 1 名	定住コーディネーター配置数 2 名 (34 年度当初において)
地域おこし協力隊隊員数 2 名	地域おこし協力隊隊員数 10 名 (計画期間内に委嘱した隊員数)

11 観光誘客の推進

【目的と方針】

観光客の増加と地域活性化に向け、多様化する観光・レクリエーションニーズに対応した多面的な取り組みを一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。また、“来てもらう”観光施策だけでなく、“知ってもらう”ための観光施策を推進します。

【現状と課題】

小野新町駅は、地元町民や観光客が利用する当地域における重要な玄関口ですが、小野新町駅構内のトイレを利用するには、改札口を通らなければならず小野町を訪れた観光客に不便をきたしており、整備を進める必要があります。

首都圏等や友好都市での観光 PR 活動を実施し、誘客活動を行うとともに、小野町以外の観光関連のウェブサイト等への情報提供や新聞広告等を活用し、情報の発信を行っています。今後は内容の充実を図っていく必要がありますウェブサイトだけでなく、観光協会と連携しフェイスブックの活用等多様な情報提供方法について検討する必要があります。

主要な観光施設については、観光協会等と連携しながら、計画的な施設整備を図る必要がありますが、夏井千本桜まつり実行委員会をはじめ各観光施設の整備を行っている地元ボランティア団体においては高齢化が進み、次世代に引き継ぐ体制づくりについても検討する必要があります。

近隣市町村それぞれの観光情報を掲載した広域的なパンフレットを作成するなど、合同で観光キャンペーンを実施し PR 活動を行ってきました。広域的な観光協議会が複数あるため、事業内容等の調整を行いながら、より効果的に PR 活動を行えるように協議を行う必要があります。

【主要施策】

○駅前公衆トイレの整備推進

小野新町駅前公衆用トイレの整備推進を図り、観光客の利便性向上を図ります。

○首都圏等観光 PR による観光誘客の推進

福島県や交流自治体が主催する各種イベントへ積極的に参加し、本町の観光をはじめ文化や歴史等を PR し観光誘客を図ります。

○観光情報発信の充実

本町には、夏井千本桜をはじめ数多くの観光資源があり車移動でのアクセス性の良さを広く PR するとともに、多様な情報提供方法を駆使して観光客の誘致を推進します。

○広域観光の推進

広域的な観光への取り組みに際して、近隣市町村の観光資源を活かしながら周遊性を持った事業を行います。

○県立自然公園東堂山の環境整備

地元行政区と連携を図りながら、羅漢場及び遊歩道を整備し観光誘客を図ります。

○夏井千本桜の保全

てんぐ巣病となった枝の剪定などを町内外からボランティアの募集を行い、整備を進めます。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
首都圏等イベント開催数	年 6 回	首都圏等イベント開催数	年 8 回
観光客入込客数	211,095 人 (主要観光地)	観光客入込客数	250,000 人 (主要観光地)

12 消防施設管理整備の充実

【目的と方針】

老朽化している消防車両、小型動力ポンプ及びポンプ置き場の計画的な更新を進めるほか、防火水槽の新設を進めるなど、火災や災害等に備え消防設備の適切な整備を行います。

【現状と課題】

消防車両や小型動力ポンプの老朽化が進んでいるので、計画的に更新する必要があります。また、火災の際、水利の不便な場所があることから優先度を見極め防火水槽の設置を順次進める必要があります。

災害時におけるスムーズな状況報告、指示の伝達のための移動系防災行政無線も老朽化が進んでいることから設備の更新を進める必要があります。

また、火災や災害時の現地確認等の効率を上げるため、ドローンの活用が有効であると考えられることから、導入を推進します。

【主要施策】

○消防設備の計画的な更新

老朽化している消防車両、小型動力ポンプ及び消防ポンプ置き場の計画的な更新を進めます。

○消防施設の新設推進

水利の不便な場所への防火水槽の新設を進めます。

○IP 無線の導入

現行の移動系防災行政無線が老朽化しているため、新たに IP 無線システムを導入します。

○災害時でのドローン活用

火災や災害時の現地確認等の効率性向上のため、平成 30 年度にドローン 1 機を導入します。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
消防車両更新数	1 台	消防車両更新数	5 台
小型動力ポンプ更新数	3 台	小型動力ポンプ更新数	4 台
ドローン導入数	0 機	ドローン導入数	1 機
		(以上、計画期間中の累積数)	

13 防犯対策の強化

【目的と方針】

防犯灯の省電力化と耐久性の向上のため町内に 994 基設置されている防犯灯を、蛍光灯から LED に更新するとともに、防犯上、必要な場所への新規設置を進めます。
また、安全・安心な町づくりのため、町内の要所への防犯カメラの設置を進めます。

【現状と課題】

防犯灯の省電力化と耐久性向上のため、これまで町内全ての防犯灯 994 基について、平成 29 年度までに 700 基の LED 化更新を行いました。引き続き未更新防犯灯の更新と防犯上、必要な場所への新規設置を進める必要があります。
また、更なる安全・安心なまちづくりのため、住民からは防犯カメラの設置を望む声があるため効果的な設置運用が課題となっています。

【主要施策】

○蛍光灯防犯灯の LED 型への更新

防犯灯は、LED 型防犯灯への更新がなされていない 294 基について、平成 30 年度中に全てを更新します。
また、防犯上、必要な場所に LED 防犯灯の新規設置を進めます。

○防犯カメラの設置推進

防犯カメラは、犯罪等の抑止や事実確認に活用するため、通学路や交通量の多い場所など町内の要所へ設置を進めます。

【指標・平成 28 年度実績】

防犯灯の更新
994 基のうち 200 基を LED 型に更新

防犯灯の新設 35 基

犯罪発生件数 35 件
(田村警察署小野分庁舎管内・年間発生件数)

【指標・平成 34 年度】

防犯灯の更新
町内全ての防犯灯を LED 型に更新完了

防犯灯の新設 250 基
(計画期間内の累積数)

犯罪発生件数 32 件
(田村警察署小野分庁舎管内・年間発生件数)

14 右支夏井川河川改修事業の促進

【目的と方針】

右支夏井川の河川改修事業を推進することにより、誰もが安心して暮らせる治水対策を進めるとともに、付け替え道路や移転代替地の整備を図るなど、県事業と一体となった整備を行います。

【現状と課題】

平成 8 年度に広域河川改修事業として約 5.4 キロメートルの区間が事業採択され、平成 20 年度からは、下流部区間において鉄道橋・道路橋緊急対策事業として予算の重点配分がなされ、平成 25 年度に完成したところです。

上流部区間については、町中心市街地部にあたる約 1 キロメートルが重点整備区間に位置付けられ、平成 25 年度から事業に着手し、現在、用地補償等を行いながら、平成 29 年度から一部工事に着手しています。

【主要施策】

○重点区間(稲荷橋～役場付近)の整備促進

誰もが安心して快適に暮らせるよう県事業の進捗に合わせ、重点区間の整備促進を図ります。

○付替道路の整備

拡幅工事分を負担し、県事業により実施します。

○住宅地造成・親水公園の整備

旧総合病院跡地や公共空地の利活用を図り、移転代替地・公園施設・駐車場等の整備を図ります。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
進捗率(稲荷橋～役場まで)	—	進捗率(稲荷橋～役場まで)	80%
代替用地の整備	5 区画	代替用地の整備	11 区画
		付け替え道路の整備	8 路線
		公共空地の活用(公園等)	2 か所
		(以上 3 件、計画期間内の整備数)	

15 身近なまちづくりの推進

【目的と方針】

街なかの道路の再整備、空地の利活用などの環境整備をすることによって、町民が利用しやすく、人が集まりやすい安全・安心な道づくり、まちづくりを図ります。

【現状と課題】

町道は、生活道路として、また通学路として地域住民の居住・経済活動・教育環境など、全ての面で重要な生活基盤ですが、特に市街地においては狭あい箇所が多く、交通安全面での対策の必要性、経年劣化による側溝機能の低下、舗装劣化、段差による幼児や高齢者の歩行への支障等、道路環境の改善対策が必要・急務です。

【主要施策】

○歩行者にやさしい裏道整備

安全な歩行空間確保のために、舗装や既設側溝の劣化部分を改修します。

○人と車に「安全・安心」な道路整備

住宅地であり交通量も多い街なか道路について、一部狭あい・クランク箇所があり、車両通行等に支障を来しているため、歩行者と車両が安全に通行できるよう道路拡幅整備を行い、道路利用者の安全性の向上を図ります。

○安全な駅前空間の整備

バスなどの公共交通機関や一般車両、歩行者、自転車が混在して行き来している危険な状態を解消するため駅前空間の交通安全対策を図り、歩行者の分離、車両の導線明示等により、利用者の安全確保を図ります。

○空き地を利用したポケットパークの整備

空き地や道路整備等によって生まれたスペースにベンチを置くなどして、町民の憩いの場となるような小さな公園を整備します。

○官民一体となった環境整備

行政が行う環境整備とあわせ地域住民の協力を得ながら、街なかの魅力向上のための環境整備を図ります。

【指標・平成 28 年度実績】	【指標・平成 34 年度】
街なか町道舗装補修工事 1 路線	街なか町道舗装補修工事 10 路線
	街なか町道整備工事 2 路線
	駅前空間の交通安全対策 1 か所
	ポケットパーク 2 か所
	(以上、計画期間内の整備数)

16 再生可能エネルギーの更なる活用

【目的と方針】

地球温暖化対策のため、これまで行ってきた太陽光発電設備の公共施設への設置や同設備設置に向けた町民・町内事業所の取り組みへの支援を継続するとともに、新たな再生可能エネルギーの活用可能性を調査します。

【現状と課題】

二酸化炭素の排出抑制のため、平成22年度より太陽光発電設備を設置した町民、町内事業者に対し補助金を交付し普及を推進してきました。また、社会教育施設や小中学校などの公共施設にも太陽光発電設備を設置するなど再生可能エネルギーの導入拡大を図ってきました。

また、近年メガソーラー事業の参入が相次ぎ、町内4か所で設置工事が行われており、それぞれ平成30年代前半に稼動予定となっています。

一方で、町民の家庭向け太陽光発電設備の設置件数は、年々減少傾向にあり、普及拡大に向けては、新たな取り組みが必要となってきました。

【主要施策】

○公共施設への太陽光発電設備設置の推進

今後予定される開発や公共施設の改修を含む整備の際、使用目的も踏まえ可能な限り太陽光発電設備の設置を推進します。

○太陽光発電設備の設置補助の継続

太陽光発電設備の設置については、家庭向けの設置が減少傾向にあることから、原因を調査するとともに、補助金交付制度の見直しも視野に入れ普及の拡大を図ります。

○新たな再生可能エネルギーの活用を研究

発電のための再生可能エネルギーは、水力、風力、バイオマスなど多様です。しかし、これらは周辺環境への影響もあることから、その活用については十分に研究し住民との合意形成を図りながら推進します。

【指標・平成 28 年度実績】

【指標・平成 34 年度】

新たな公共施設への
太陽光発電設備の設置 100%

基本目標2関連の一般事業について

(1)総務・財政

○活力ある地域づくり事業

行政区長等との連携を図り、地域活動に補助金を交付するなどして活力ある地域づくりを図ります。

○広報「おのまち」発行事業

町の行政施策を町民にお知らせするとともに、意向を反映させるため広報紙を発行します。

○町有財産維持管理事業

役場庁舎を含む町有の土地建物の維持管理と有効活用を図ります。

○情報化推進事業

情報化が進行する ICT 社会において、住民が快適にインターネットを利活用できる環境整備（光ファイバの保守管理を含む）を行います。

(2)企画調整

○小野町振興計画審議会

まちづくりの基本指針となる総合計画の策定及び実施、評価に関する事項について調査審議する審議会を運営します。

○小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業

人口減少対策に特化した戦略の進行管理を行います。外部有識者の推進会議を運営します。

○小野町地域づくり応援事業

地域の活性化や課題解決等を目指して住民が自主的かつ自立的に活動をする場合、補助金を交付します。

○小野高校連携推進事業

地域の活力維持のため県立小野高校の魅力向上を同校や有識者の協議会が連携して支援します。また、特産品開発などを連携して推進します。

○土地利用規制対策事業

国土利用計画法、国土利用計画に基づく適切な土地利用を推進します。

○高速バス事業

小野インターチェンジの高速バス停留所の維持管理と利用促進に取り組みます。

○地方バス路線維持対策事業

地域住民の日常生活に必要な路線バスの維持と利用促進に取り組みます。

○ふるさと小野町会事業

小野町出身会員の相互の親睦を図り、会員と町の交流を推進するためふるさと小野町会の運営を支援します。

(3) 税務

○固定資産評価審査委員会事業

固定資産税の公平な課税を図るため、同委員会の運営を行います。

○賦課徴収事業

町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税等)の課税・収納を行います。

(4) 住民異動・火葬場

○戸籍住民基本台帳事業

戸籍及び住民基本台帳に関する受付けや適正な管理を行います。

○人権擁護事業

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ります。

○火葬場管理事業

小野町火葬場「おの悠苑」の適正な運営と施設管理を図ります。

(5) 交通安全

○交通教育専門員事業

交通教育専門員を配置し、教育活動や街灯指導を通じ、交通安全や交通安全思想の普及を図ります。

○交通安全母の会事業

家庭・子どもを守る立場から、地域住民の交通安全運動を推進し、交通安全意識の高揚と交通事故防止を推進します。

○交通安全対策事業

交通対策協議会の開催、カーブミラーの設置、交通安全用品の充実により交通事故防止を図ります。

○元気発信交通安全パレード

各種団体参加のパレードを実施し、交通安全意識の高揚と町の元気を内外にアピールします。
(小野町を会場に田村地方交通安全大会が開催される年度を除き実施する)

(6)防犯

○防犯対策事業

防犯灯のLED化や新設、防犯カメラを設置するなどにより犯罪の抑止を図り、安全安心のまちづくりを推進します。

(7)環境保全

○狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防し、蔓延を防止することで公衆衛生の向上を図ります。

○環境保全事業

不法投棄や公害の未然防止に努め、また、河川や地下水の水質検査を実施し環境保全を図ります。

○廃棄物処理施設事業

廃棄物最終処分場等の周辺環境を監視します。

○塵芥処理事業

家庭などから排出される一般廃棄物の収集運搬を行います。

(8)防災

○消防委員会運営事業

消防行政の運営に関する重要事項を有識者が調査審議します。

○消防団事業

消防団の人員管理、装備の充実を通じ、町内全域の火災・災害等から町民の生命身体財産を守ります。

○女性による地域防災力アップ事業

日常生活で一番身近な家庭から、女性ならではのきめ細やかさで防火・防災の普及を図ります。

○地域の安全安心担い手育成事業

少年消防クラブを組織し、若い世代からの防火活動を通じ、防災意識の定着を図ります。

○消防団技術向上支援事業

消防団が災害に対し、安全に適切に対応できるよう必要な知識と技術向上のための訓練実施を支援します。

○水防協議会事業

水防法に基づく消防協議会を運営し、小野町の河川洪水等の災害に対処します。

○防災行政無線等管理事業

防災行政無線システムの適正管理により、町民に対し災害等に関する正しい情報を提供します。

○自主防災組織事業

災害による被害の防止や軽減のため、自主防災組織の活動を支援します。

○防災対策事業

消防団や関係機関が連携した訓練を行い、万が一の災害に対応する。

(9) 道路

○道路維持事業

老朽化した側溝や舗装の補修等を行い、歩行者や車両等が安心して通行できるように維持管理を行います。

○町単道路改良事業

住民にとって生活の基盤となる地域生活道路の整備促進を図ります。

○舗装新設事業

生活に密着した道路の舗装新設を年次計画により推進します。

○橋りょう長寿命化事業

橋の安全確保のため、町道橋として管理している橋の計画的管理・修繕を行います。

(10) 河川

○河川環境保全、河川管理事業

河川クリーンアップ作戦などを通じ、河川の環境保全を推進します。

○こまちダム維持管理事業

県と連携しながらこまちダムの維持管理を行い、町管理施設の環境整備の充実を図ります。

(11)都市計画

○都市計画総務一般事業

町の秩序ある整備のため、都市計画法に基づき調査、審議等を行います。

○都市公園管理事業

町民のスポーツレクリエーションの場である小野公園を、長寿命化計画に基づき適正に管理します。

○都市下水路地業

都市下水路の維持管理を行い、雨水排水機能の保全を図ります。

(12)その他

○災害復旧事業

基本目標 3

将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ

1 生涯にわたる健康づくりの推進(主要プロジェクト・再掲)

【目的と方針】

生涯を健やかでいきいきと過ごすためには、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持・向上につながる健康づくりに積極的に取り組み、健康的な生活を送ることが大切です。

すべての町民が「自分の健康は自分で守る」という視点に立って、ライフステージに応じた健康づくりに自覚と関心をもち、身体的・精神的にも良好な状態を維持し生活の質を高めていくことを目指します。

【現状と課題】

ライフステージを「乳幼児期」、「学童・思春期」、「青年期」、「壮年期」、「高齢期」の5段階に大別すると、壮年期に多い生活習慣病を予防するためには、乳幼児期や学童・思春期における家庭での規則正しい生活習慣の確立、青年期での予防知識や技術の普及、壮年期での具体的な行動変容と、生涯を通じた健康づくりが必要です。

また、高齢期における健康寿命の延伸のためには青年期からの運動習慣や適切な食生活の確保が必要です。

さらに、高齢期になっても咀嚼(そしゃく)能力を保持し、歯の喪失を防止するためには、乳幼児期の乳歯のむし歯予防から始まる生涯を通じた歯の健康管理が必要です。

【主要施策】

○健康的な生活習慣の確立

町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち続けられるよう、生活習慣を見直す機会として健康診査の受診や健康教室への参加などを積極的に推進します。

○身体活動・運動習慣の推進

ラジオ体操教室やウォーキング講習会などを開催し、身体を動かす機会の提供や正しい運動の知識の普及を積極的に推進します。

○適正飲酒と喫煙者の減少・受動喫煙防止の環境整備

正しいお酒との付き合い方の普及啓発や禁煙を推進します。

○歯・口腔の健康維持

歯科検診の実施や食生活・歯磨きの大切さ、フッ化物の利用について普及啓発を推進します。

○栄養・食生活の改善推進

「健康は食事から」の視点から、生きる上での基本となる『食育』を推進します。

○こころの健康向上

睡眠や心の健康に関する個別相談会の開催や専門機関からの情報提供に努め、町民の心の健康の維持増進に努めます。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
むし歯がない 3 歳児の割合	68.7%	むし歯がない 3 歳児の割合	90.0%
胃がん検診受診率	14.9%	胃がん検診受診率	21.6%
公共施設の敷地内禁煙	未実施	公共施設の敷地内禁煙	実施
メタボリックシンドローム該当者及び 予備群の割合	31.3%	メタボリックシンドローム該当者及び 予備群の割合	21.0%

2 スポーツに親しむまちづくりの推進

【目的と方針】

健康で活力ある町づくりのため、住民自らが取り組むことができる持続可能な運動や身体活動の事業推進を図ります。

【現状と課題】

現在、スポーツ団体やスポーツ愛好者による活動や各種競技大会が盛んに行われています。しかし、個人を対象とした健康づくりのための事業が少ないため、年齢を問わず誰でも日常的に継続して実施できる様々な運動や身体活動の事業推進を図る必要があります。

【主要施策】

○ライフステージに応じたスポーツ活動の支援

個々の体力やライフステージに応じた健康を維持するため、住民自らが取り組み日常的に運動に親しむことができるよう、ラジオ体操講習会やウォーキング講習会等を実施します。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
ラジオ体操講習会	一名	ラジオ体操講習会	150 名
ウォーク大会	67 名	ウォーキング講習会	100 名
(年間の事業参加者数)		(年間の事業参加者数)	

3 初期医療体制の充実(主要プロジェクト・再掲)

【目的と方針】

将来にわたって、町民が安心して医療を受けることができる体制を確保し、良好な地域医療体制のもとで健康長寿を推進します。

【現状と課題】

日曜日・祝日等の休日の医療確保対策として、在宅当番医制事業を実施しています。また、平日夜間の救急医療に対応するため、田村市に田村地方夜間診療所が開設されています。

しかし、公立小野町地方総合病院における夜間・休日の診療は、常勤医師の不足により休止していることから、同病院の常勤医師確保による夜間・休日診療の再開が喫緊の課題となっています。

保健事業については、町内医療機関などの関係機関と連携し事業を進めていますが、各種検診の受診率が低いなどの課題があり、検診の受診環境整備など生活習慣病対策の拡充を図る必要があります。

【主要施策】

○公立小野町地方総合病院における夜間・休日の診療

常勤医師の不足により休止している公立小野町地方総合病院の夜間・休日診療を早期に再開するため、病院と連携・協力し常勤医師の確保及び増員を図ります。

○初期救急医療体制の継続

休日や夜間の時間外の在宅当番医制事業や田村地方夜間診療所での初期救急医療を継続して実施していきます。

○適正受診の啓発、積極的な情報提供

持続可能な医療体制の確保のため、適正受診や時間内診療等に関する情報を積極的に提供します。

○保健、福祉その他の健康増進のための施策の充実

町内医療機関などと連携し各種検診を推進するほか、病気の予防、治療などの健康管理情報の共有により町民の健康増進を図ります。

【指標・平成 28 年度実績】

町内における夜間・休日診療ができる
医療機関

なし

【指標・平成 34 年度】

町内における夜間・休日診療ができる
医療機関

1 か所

4 健康づくり拠点施設の整備 (再掲・基本目標2)

【目的と方針】

町民の健康への関心が高まるにつれ、健康づくりの拠点となる複合施設の整備の必要性が高まってきたことから、その整備を推進します。

【現状と課題】

少子高齢化が進み、ますます保健・衛生・福祉サービスへのニーズが高まる中、多様なサービスが提供できる施設の整備の必要性が高まっています。また、シンボリックな健康づくり拠点は町民の利便性を向上させ、健康づくり等に関する意識の高揚が期待できます。

施設の設置・運営方法は様々な方法が考えられますので多様な意見を取り入れ整備を図っていきます。

【主要施策】

○健康づくり拠点施設の整備推進

健康増進の拠点となる施設は、温泉資源等を利用した温浴・コンベンション機能を有する複合施設として、常に多くの町民等にぎわう施設の整備を目指します。住民のニーズの把握に努め、幅広い意見を取り入れるなど事前の調査研究を行います。

【指標・平成 28 年度実績】

【指標・平成 34 年度】

健康づくり拠点施設整備方針の決定
(平成 32 年度まで)

5 障がい者(児)に優しいまちづくりの推進

【目的と方針】

障がい者(児)やその家族が安心して充実した地域生活を送ることができる社会(共生社会)の実現へ向け、相談体制の充実や必要な情報の提供、関係各所との連携の強化を図り、障がい者(児)が暮らしやすい環境づくりに努めるとともに、自立した生活を送るための支援を行います。

【現状と課題】

現在、町内には障がいのある方のための日中活動系のサービス事業所が4か所ありますが、居宅介護などの訪問系サービス事業所や入所施設、療育を受けられる施設はないため、必要とするサービスを受けるために、町外の事業所を頼らざるを得ないことが多く、希望通りに利用できないこともあります。

また、近年、支援が必要な子どもたちが多くなっています。その子どもたちが、自分らしくのびのびと生活できるように、それぞれの個性に合った支援をしていくことが大切です。幼児教育施設や小・中学校及び高等学校での特別支援教育、就労支援など、ライフステージにあった支援を地域全体で実践していく必要があります。

【主要施策】

○自己決定の尊重と意思決定の支援による共生社会の実現

障害福祉サービス等の提供にあたり、本人の自己決定を尊重し、意思決定の支援を配慮することで、障がいのある方が自らの生き方を主体的に決定し、地域でいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

○地域生活を支えるサービス等の提供体制の整備

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方の地域生活への移行を促進し、地域で暮らしていけるようサービス等の提供体制の整備を図ります。地域生活支援拠点等整備については、町単独での整備は困難なため県中圏域での整備を検討していきます。

○障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備

地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等について、小野町指定特定相談支援事業所(小野町社会福祉協議会)など関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後の就労まで、切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指します。児童発達支援センターや保育所等訪問支援体制の構築等については、県中圏域での構築を検討していきます。

○災害時の障がいのある方等に対する福祉体制の強化

「小野町地域防災計画」に基づき、公共施設のユニバーサルデザイン化の整備に努めます。
また、福祉避難所として小野町デイサービスセンターが指定されておりますが、災害時に専門的人材の確保ができるよう、医療機関などとも連携し体制を構築していきます。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
相談支援事業所	1 か所	相談支援事業所数	1 か所
福祉サービス事業所	2 か所	福祉サービス事業所	3 か所
自立支援協議会専門部会	なし	自立支援協議会専門部会	1 部門設置

6 高齢者にやさしいまちづくりの推進

【目的と方針】

高齢化社会を迎え、高齢者が住みなれた地域で快適に生活できる環境を整備します。

【現状と課題】

高齢化社会の進展により、認知症対策、高齢者の権利擁護、介護体制・地域包括ケアシステムの充実などが課題となっています。

【主要施策】

○地域包括ケアシステムの充実・深化

地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの充実に努めます。

○認知症対策の充実

認知症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、認知症の方をサポートする体制の充実に努めます。

○高齢者の権利擁護の推進

高齢者虐待の防止と成年後見制度の普及に努めます。

○地域で高齢者を支える仕組みづくりの推進

高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるように在宅介護体制の充実に努めるとともに、介護保険制度の円滑で安定的な運営に努めます。

○在宅医療・介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。

【指標・平成 28 年度実績】

認知症サポーター数 342 人
認知症初期集中支援チーム配置件数 なし

【指標・平成 34 年度】

認知症サポーター数 1,000 人
認知症初期集中支援チーム配置件数 1 チーム

7 介護予防の推進

【目的と方針】

『健康で長生き』できる健康寿命の延伸を図るために、介護予防事業を推進します。

【現状と課題】

小野町は、県中保健福祉事務所管内では介護保険被保険者認定率(要支援及び要介護の認定を受けている比率)が高いことから、介護予防事業を推進します。

【主要施策】

○介護予防事業の推進

ヘルスアップ運動教室の充実と、一部の行政区で実施している介護予防教室(元気がいい教室)を全行政区で実施する体制を整備します。

○社会参加機会の確保

高齢者の社会参加・就労の機会を提供するシルバー人材センター運営の充実を図り、高齢者の『健康で長生き』を支援します。

○住民ニーズに即した事業の展開

町民のニーズを把握し、認知症予防対策など真に必要とされる課題に注力し事業を展開します。

【指標・平成 28 年度実績】

第 1 号被保険者認定率	20.94%
(参考)被保険者数	3,304 人
認定者数	692 人

【指標・平成 34 年度】

第 1 号被保険者認定率	20.00%
--------------	--------

8 避難行動要支援者の支援体制の整備

【目的と方針】

災害発生時に避難行動要支援者の避難を円滑に支援するために支援体制の整備を推進します。

【現状と課題】

平成 27 年度に「小野町避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定し、避難行動要支援者名簿を作成し、災害の発生に備えて、避難支援等関係機関である消防機関、警察機関、民生委員、行政区長等に名簿情報を提供しています。また、名簿の情報を正確かつ最新の内容に保つために年間に 2 回更新しています。

今後は、災害時などの際に最適な避難行動をとれるよう、対象者の個別の事情に応じた避難計画の策定が課題となっています。

【主要施策】

○避難行動要支援者支援個別計画の策定

災害発生時に避難支援を円滑に進めるために、避難行動要支援者支援個別計画を策定します。

○関係機関との連携推進

災害発生時に避難支援を円滑に進めるために、行政区や民生委員などの関係機関との連携を推進します。

【指標・平成 28 年度実績】

避難行動要支援者支援
個別計画策定件数 0 件

【指標・平成 34 年度】

避難行動要支援者支援
個別計画策定件数 400 件
(全対象者につき策定完了)

基本目標3関連の一般事業

(1)保険

○国民年金事業

国民年金に関する町民からの相談業務や諸届出書の進達事務を行います。

○国民健康保険事業

町民が安心して医療機関で受診できるよう国民健康保険制度の適切な運用を行います。

○国民健康保険税賦課徴収事業

国民健康保険制度の安定的な運営のため所得割、平等割、均等割により負担額を算出し、賦課・徴収を行います。

○国民健康保険特定健康診査等事業

特定診査を行い、生活習慣病の有病者、予備群を減少させ、医療費の適正化を図ります。

○国民健康保険保健活動事業

節目健診、医療費通知、ジェネリック医薬品の普及啓発を通じ、健康や疾病に関する意識の高揚と適正な医療機関受診を勧奨します。

○国民健康保険ヘルスアップ事業

保健指導・栄養指導により被保険者の健康増進を図ります。

○後期高齢者医療事業

後期高齢者が安心して医療機関で受診できるよう後期高齢者医療制度の適切な運用を行います。

○介護保険賦課徴収事業

介護保険制度の円滑な運営のため、介護保険料の適正な算定及び賦課・徴収を行います。

○介護認定調査等事業

介護サービスを必要とする方のため、認定調査を実施します。

○介護保険趣旨普及事業

介護保険の複雑な制度を分かりやすく紹介し、適正な制度活用の普及を図ります。

○高齢者福祉サービス推進協議会事業

介護保険、高齢者の健康増進、福祉向上のため有識者による協議会を設置し運営します。

○介護サービス事業

要介護認定を受けた高齢者を対象に、通所型・施設入所型などの介護サービスを提供します。

○介護予防サービス事業

要支援認定を受けた高齢者を対象に、通所型などの介護サービスを提供します。

(2) 高齢者福祉

○高齢者在宅福祉事業

非常の際の緊急通報システムの配備や敬老会などの長寿者敬愛事業を通じ、在宅高齢者の福祉向上を図ります。

○高齢者地域福祉事業

老人クラブの活動やシルバー人材センターの運営支援により、高齢者の生きがいづくりを図ります。

○法人保護措置事業

自宅での生活が極めて困難な高齢者を養護老人ホームに入所させます。

○老人福祉施設管理事業

屋内ゲートボール場や「ゆ〜ゆ〜こまち」などの高齢者向け施設の適正な管理により、高齢者の健康増進を図ります。

(3) 福祉一般

○民生委員事業

高齢者、生活困窮者、子育て世代などの福祉向上のため、民生委員協議会の運営と民生委員の活動を支援します。

○小野町遺族会等各種福祉関係団体支援事業

遺族会、保護司会などの団体活動を支援し、活動の充実を図ります。

○地域福祉計画事業

地域福祉推進協議会を設置し、地域福祉計画の着実な推進を図ります。

○自殺対策緊急強化事業

自殺や精神疾患についての正しい知識の普及や相談会等により、予防や早期受診治療につながります。

○人口透析患者通院交通費補助事業

通院により人工透析を受けている障がい者に対し、交通費を補助することにより経済的負担の軽減を図ります。

○在宅重度障害者対策事業

在宅の重度障害者に対し治療材料費・衛生器材を支給します。

○自立支援医療給付事業

心身の障がい回復、軽減するための通院による医療費や手術費用等の負担軽減を図ります。

○重度心身障害者医療費補助事業

重度の心身障害者に対し医療費の一部を給付します。

○障害者福祉一般事業

スポーツ大会への参加などにより障がい者の社会活動や親睦活動を促進します。

○補装具費給付事業

失われた身体機能を補完するため、補装具の購入を支援します。

○障害程度認定審査会事業

障害福祉サービスを受けるため必要な障害支援区分認定のため、障がい者の調査と認定を行います。

○障害者相談支援事業所サポート事業

障害者相談支援事業を設置し、障がいのある人の福祉に関する様々な問題への相談に対応し、また、必要な情報の発信を行います。

(4)保健衛生

○献血推進事業

病気やけがなどで輸血を必要とする人の健康を守るため、必要な血液の確保を図ります。

○在宅当番医事業

日曜日、祝日の医療確保のため、田村医師会と協力し当番医制度を実施します。

○放射線健康不安対策事業

原発事故による町民の不安低減のため各種放射能検査を実施、分析し結果を公表します。

○食品等放射線測定事業

食品、水に含まれる放射線量を測定し、町民の不安低減を図ります。

○AED 設置事業

緊急時の救命救急のため、公共施設に AED(自動対外式除細動器)を設置し、適正に管理します。

○健康づくり推進協議会事業

協議会で町民の健康保持増進のため事業の検討を行います。

○精神保健社会復帰相談支援事業

精神障害者の社会参加、社会復帰を促進するため、社会適応訓練の場を設けます。

○健康相談・健康教育事業

定期健康相談、夜間ヘルスアップ教室などを開催し、町民の健康保持増進を図ります。

○健康づくり地域普及推進活動事業

地区衛生組織(食生活推進員)の育成と自主活動を支援します。

○予防接種事業(法定)

伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため予防接種を行います。

○予防接種事業(法定外)

子どもへのインフルエンザワクチン等接種費用を助成し、感染や重症化の予防を図ります。

基本目標4

働く喜びをみんなで感じるために

1 豊かで活力ある農業づくり(主要プロジェクト・再掲)

【目的と方針】

農業従事者の確保・育成に力を注ぎ、農業生産基盤を整備し優良農地の集積・確保を図り、持続可能な活力ある農業を確立します。

また、安全・安心なおいしい農産物を生産するため、現在までに培われた土づくりの技術を最大限に有効活用しながら生産力の向上を図り、さらには6次産業化を推進し、農業者の収入安定と営農意欲向上を図ります。

【現状と課題】

各農業者・集落・行政区等により農地、農業用施設の保全・管理を行ってきましたが、農業従事者の高齢化、専業農家の減少などの要因により、管理が十分ではない状況です。

このため、農業生産基盤を整備するとともに、「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」の戦略的展開を基に、担い手への農地集積を図る必要があります。

また、「健康なからだは健康な食べものから、健康な食べものは健康な土から」を基本理念に、ミネラル野菜の栽培を推進していますが、生産者は減少傾向にあり作付量の減少も懸念されることから、ミネラル野菜栽培の普及活動に取り組み、さらには、新たな作物の栽培に対する支援や6次産業化を推進し、農業者の収入安定と営農意欲向上を図り、継続して栽培に取り組める環境整備が必要です。

特に基幹産業の一つである水稻は、農業者のたゆまぬ努力にもかかわらず厳しい経営状態が続いています。国の米政策も平成30年度から大きく変わり、これらに対応した経営への支援がこれまで以上に求められています。

葉たばこについては、生産者の減少により耕作面積が減少しましたが、当地方の伝統的な作物であることから、産地の維持について、町としても継続して支援する必要があります。

畜産では、原発事故の影響もあり牛の価格が全体的に下落したものの、全国的に子牛の生産農家が減少していることにより、和牛の価格高騰が起き、市場取引価格が5年前の2倍の水準で推移しています。そのため、新たに雌牛を導入することが、大きな負担になっており、このことは酪農業においても同様となっています。この状況がしばらく続くと思われるため、今後も計画的に優良乳用、肉用雌牛の導入を支援していきます。

また、優良な堆肥を円滑に循環することは、畜産経営の一助となるものでもあり、農地の地力向上のため耕種農家と連携して、耕畜連携・循環型農業の推進を図る必要があります。

【主要施策】

○農業生産基盤の整備

農業生産基盤(農地、農道、農業用水路)の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を促進します。

○農地災害の未然防止、農地の保全

農地災害の未然防止を図るため、農業者が実施する水路等の管理活動を支援し、優良農地の適正な保全を図ります。

○農業担い手の確保・育成、農用地の集積・集約の推進

長期的な農業振興を図るため、中核的な担い手として期待される「農地所有適格法人(農業生産法人)」設立の支援をはじめ、新規就農者の育成など農業の担い手の確保・育成に努めます。

また、各集落における話し合いのもと「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」の策定を進め、担い手への農用地の集積・集約化を推進します。

○環境にやさしい循環型農業の推進

畜産経営で生産される堆肥の有効利用を図るため、町内耕種農家と連携して、循環型農業を推進し、農地の地力向上に努めます。

○優良牛導入による畜産の振興

畜産経営の安定化を図るため、計画的に優良な乳用、肉用雌牛の導入を行います。

○耕作放棄地対策の推進

農地の荒廃・遊休化を防止するため、各集落の協力を得ながら、遊休農地を活用した諸施策を継続して推進します。

また、農地パトロールを定期的 to 実施し、耕作放棄地の実態把握に努めます。

○6次産業化の推進

農作物の付加価値を高めるため、町内産農作物を活用した6次産業化を推進します。

また、ミネラル野菜を活用した新たな商品開発にも取り組みます。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
認定農業者数	37 経営体	認定農業者数	42 経営体
認定農業者への農地の集積	170ha	認定農業者への農地の集積	185ha

2 魅力ある特産品づくり(主要プロジェクト・再掲)

【目的と方針】

小野町の地理的優位性、環境性を資源に新たな産業品の開発を行う個人・団体等を支援することにより、開発を推進し地域の中での認知度を高め、地域ブランドとして市場に送り出すことで、生産意欲の向上と地域の活性化を推進します。

また、自ら発想し、仕事をつくり、働ける環境ができるような起業の支援に努めます。

【現状と課題】

町の特産品として、ミネラル野菜などの農産物は一定の高い評価を得ており、「美女伝説」ブランドとして定着しつつあります。しかし、生産量は増えず、また、市場流通から見ると十分ではないことから一層のPRが必要です。

また、黒にんにくや米粉、ミネラル野菜を使った商品開発や加工・販売への支援、また当町に因んだ発酵食品の開発に努め、多様化する消費者ニーズを的確に捉え、消費者から魅力を感じられる特産品づくりが必要です。

さらには、商工会青年部が中心となり開発したご当地グルメ「おのまち小町アイスバーガー」の魅力を広く発信します。

【主要施策】

○特産品開発への支援

産学官が連携し、農業者・商業者・工業者が主体となって、安定的に市場への提供が可能な新たな特産品開発の取り組みに対し支援を行います。また、農産物の付加価値を向上させるための、農業の6次産業化を推進します。

また、ご当地グルメとして展開している「アイスバーガー」のPRと地元農作物を活用した新たな商品開発に対し支援を行います。

○創業支援事業の推進

経営者の高齢化への対応と新規事業への参入を活発化し、地域経済発展のため若者の創業及び円滑な事業承継を図ることを目的に、包括連携協定を締結した東邦銀行との連携を強化し創業支援塾の充実を図ります。

また、町内に創業・開業することを望む意欲ある方々の支援策として、小野町独自の支援制度の制定について調査研究し、創業支援の推進を図ります。

【指標・平成28年度実績】

登録商標使用産品数 9 個

【指標・平成34年度】

登録商標使用産品数 12 個

3 林業の振興

【目的と方針】

森林活動を通じて生産される木材は、再生産が可能で、環境への負担の少ない資源です。このような木材を森林生態系の再生産能力を活用して繰り返し生産し、循環的に利用していくことは、維持可能な林業経営を確立していくうえで必要となります。

このため、木材及び林産物の生産機能や森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう、計画的かつ集約された森林整備を推進するとともに、森林の保全・活用を図り、活力ある林業・木材産業づくりを進め、町民の快適な生活環境を守り、人と産業を育む豊かな森林づくりに努めます。

また、原発事故によって、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源涵養や山地災害防止等などの公益的機能が低下しているため、間伐材の森林施業と路網整備を一体的に実施し、当町の森林再生を図るため「ふくしま森林再生事業」を実施します。

【現状と課題】

森林整備地域活動支援交付金を活用し、森林経営計画作成など、施業集約化の推進を実施してきました。

森林関係団体及び森林所有者が行う間伐などの森林整備作業に対して、助成を実施し森林整備の促進を図りました。

また、長伐期施業による森林保全の推進については小野町森林整備計画に「森林の立木竹の伐採に関する事項」として樹種別の立木の標準伐期齢を設定し森林保全に努めています。

しかしながら、原発事故、国産材の価格下落また森林所有者の高齢化など施業意欲の減退により手入れの行き届かない森林が散見されます。

今後は、国、県等の事業のさらなる活用により、林業関係団体及び森林所有者の意欲向上を醸成していくことが必要です。

【主要施策】

○森林再生の推進

ふくしま森林再生事業を活用して、間伐等の森林施業と路網整備を一体的に実施し、森林の公益的機能を維持しながら、森林再生を図ります。

○長伐期施業による森林保全の推進

森林の間伐を推進することにより、下層植生とともに樹木の根が深く発達することにより、浸透・保水能力や土壌を保護する能力に優れた森林となることから、引き続き森林保全に努めるとともに、地域の優良材の生産を推進します。

○林業担い手の育成、確保

ふくしま森林再生事業等の実施により、林業就業者の意欲を高め、森林関係団体と連携しながら、林業の担い手確保ができる環境づくりに努めます。

○ふくしま森林再生事業の延長を要望

ふくしま森林再生事業は、平成 32 年度までの期限付き補助事業ですが、福島県の森林再生のため、国・福島県へ事業の延長を働きかけます。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
造林面積	4ha	造林面積	30ha
間伐面積	48ha	間伐面積	200ha
下刈り面積	42ha	下刈り面積	100ha
		(以上、計画期間中の累積面積)	

4 森林環境の保全

【目的と方針】

森林の持つ多面的機能を保全し、緑豊かなまちをつくるため、適正な森林の施業(植林・下刈り・間伐)をするとともに、森林環境学習をととして、森林環境の保全意識の醸成を図ります。

【現状と課題】

森林組合等と連携を図り造林補助等の事業を活用して適正な森林の施業(植林・下刈り・間伐)を実施するとともに、森林の果たす「水源涵養」など、公益的な機能を発揮させる取り組みを実施しました。

今後も、さらなる適正な森林の施業(植林・下刈り・間伐)の支援と推進が必要です。

森林環境交付金(基本枠)を活用し、町内各小・中学校の森林環境学習の支援を実施してきましたが、森林環境の保全の意識向上を図るためには、引き続き事業の継続をしていくことが重要となります。

【主要施策】

○緑の募金事業の活用と支援

緑の少年団活動に対しての支援や公共施設等の植樹を推進します。

○森林環境基金の活用と推進

公益的機能が高度に発揮されるよう、間伐や造林等のほか林地台帳の整備を行います。

○森林環境学習への支援と推進

総合学習の時間を利用し、各学校の特色を活かした森林環境学習の活動を支援します。

【指標・平成 28 年度実績】		【指標・平成 34 年度】	
造林面積	4ha	造林面積	30ha
間伐面積	48ha	間伐面積	200ha
下刈り面積	42ha	下刈り面積	100ha
		(計画期間中の累積面積)	

5 賑わいと活気あふれる商工業の推進

【目的と方針】

賑わいと活気あふれるまちづくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商工業の環境づくりを進め、商工業の活性化を図ります。

【現状と課題】

町は、町や国等の制度資金活用による経営基盤安定の支援を行うため、各種支援制度の情報提供を行うとともに、経営意識の改善を図り、経営力の向上を図ることを目的としたセミナー・講師派遣事業などの情報提供を行っています。

経営基盤安定を目的とした町の支援については、国県等の各種支援制度の情報提供を行い、利用促進により活性化を図っていく必要があります。

町内では、右支夏井川河川改修により中心市街地の空洞化が加速する要素があります。また、買い物弱者にとって中心市街地以外の商店が果たす役割は重要ですが、人口減少や後継者不足等の様々な要因により、店舗を閉店する事業者が増えている状況です。

【主要施策】

○事業者の経営基盤の強化

商工会との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者の育成、新規開業者など、地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開、農業や観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。また、厳しい経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。

○商業まちづくりの活性化

商店街の環境・景観整備や河川改修に伴う空き店舗対策について、商工会や事業者との協働のもとに検討を進め、地元商店に人々が集う賑わいのまちづくりを目指します。

○創業支援事業の推進

経営者の高齢化への対応と新規事業への参入を活性化し、地域経済発展のため若者の創業及び円滑な事業承継を図ることを目的に、包括連携協定を締結した東邦銀行との連携を強化し創業支援塾の充実を図ります。

また、町内に創業・開業することを望む意欲ある方々の支援策として、小野町独自の支援制度の制定について調査研究し、創業支援の推進を図ります。

【指標・平成 28 年度実績】

空き店舗利活用数 0 店舗

【指標・平成 34 年度】

空き店舗利活用数 2 店舗

6 立地企業の支援拡充

【目的と方針】

近年の景気回復の動きにより、町内に立地する企業では人手不足となっていることから、就職したい人と企業の仲立ちをするなどして、人員の確保支援を行います。

【現状と課題】

町では、地域の活性化維持のため企業誘致を積極的に実施し、雇用の場の確保に取り組んできました。その結果、皮籠石地区の鶴庭工業団地に2社が立地するなど、廃業もある中一定の効果が表れています。しかし、景気の緩やかな回復が続く経済状況のもと、町内企業からは人手不足の声が聞かれるようになり、一部の企業では外国人研修生を受け入れて対応するなど、問題が徐々に大きくなってきました。一方、就職を希望する側に目を向けると、地元の小野高等学校から町内企業への就職状況は、就職を希望する生徒の約1割程度(毎年10名以下で推移)にとどまっています。

このようなことから、企業等からの情報収集や連携強化を図り、就労の仲立ちなどの支援策を積極的に展開する必要があります。

【主要施策】

○合同企業説明会の開催

小野高等学校から地元企業への就職を促進するため、合同企業説明会を開催します。3年生向けには求人活動解禁日後直ちに開催し、また、1・2年生向けには町内企業を知ってもらうため別途開催します。

○就業奨励金制度の創設

地元企業へ就業した新卒者等に奨励金を交付し、企業の人員確保を支援します。

○従業員の住居を確保

小野インターチェンジ近くの小野町交流・定住支援館の居室を企業向けに貸し出し、従業員の住居確保と同時に若者の定住促進を図ります。

○小野町立地企業等懇談会との連携強化

小野町立地企業等懇談会の定期的な開催と企業訪問を積極的に行い、情報の収集と連携の強化を図ります。

○無料職業紹介所のPR強化

就職したい人、労働者を欲する企業のマッチングがスムーズに運ぶよう、制度の周知や手続きの簡素化を図ります。

【指標・平成 28 年度実績】	【指標・平成 34 年度】
小野高等学校からの地元 企業への就職者数 6 名 (平成 29 年 3 月卒業生) 無料職業紹介所への相談件数 12 件 (求人・求職の合計)	小野高等学校からの地元 企業への就職者数 60 名 (5 年間の累積。年平均 12 名を見込む) 無料職業紹介所への相談件数 100 件 (5 年間の累積。年平均 20 件を見込む)

基本目標4関連の一般事業

(1) 農業

○農業委員会事業

農地の権利移動及び農地転用の認可業務を中心とした農地行政の適正執行のため、農業委員会の運営を行います。

○農業者年金基金受託事務事業

農業者年金基金から業務委託を受けて、農業者年金全般の事務及び相談業務を行います。

○集会施設等管理事業

農業振興、地域コミュニティ維持のため、地区農村研修センターの適正な維持管理を行います。

○湯沢体験農園・活性化センター管理事業

農業体験による交流人口拡大や地区コミュニティの維持のため、湯沢体験農園・活性化センターを適正に管理します。

○集落農政推進協議会運営事業

集落農政推進のため、町内に組織された 20 の集落農政推進協議会の運営を行います。

○葉たばこ対策事業

防除協議会の運営補助のほか、葉たばこの病害虫による被害を防止するため、薬剤費の一部を助成します。

○地域農業振興事業

農業の担い手が長期かつ低利な資金を借りることができるよう利子補給などを行います。

○農業士協議会事業

地域の農業振興のリーダーとなる農業後継者の育成と農村地域活動を積極的に行う農業士を育成します。

○中山間地域等直接支払交付金事業

洪水防止、緑豊かな風景の維持、耕作放棄地の拡大防止のため、耕作条件が不利な農地の管理経費に対し助成を行います。

○自動灌水装置導入事業

園芸作物の労力軽減のため、自動灌水装置の導入に対し経費の一部を補助します。

○町内農畜産物を使った学校給食事業

地産池消の推進、安全安心な地元農畜産物の普及を図るため、これら農畜産物を学校給食に提供します。

○福島県農林水産物 PR 支援事業

原発事故による風評の払拭と販売促進、観光誘客のため、県内外のイベントで PR 活動を行います。

○有害鳥獣駆除事業

農作物等の被害軽減、農業生産の向上のため、イノシシ・カラスなどの有害鳥獣を駆除します。

○農業ビジョン検討事業

町の地域資源を最大限活用した持続可能な農業ビジョンの検討を行います。

○酪農ヘルパー組合事業

組合の安定運営のため、県中酪農ヘルパー組合の運営を支援します。

○水田農業振興事業

主食である米の生産体制を維持するため、放射線全袋検査や米の消費拡大活動、水稻病害虫対策等を実施します。

○夏井川漁業組合小野支部活動補助事業

夏井川及び右支夏井川水系の漁業資源の保護のため、漁業組合の活動を支援します。

(2) 農地林務

○農業用施設維持管理事業(飯豊揚水機場維持管理事業)

飯豊用水機場より下流域の農業用水確保のため、水中ポンプを借り上げる。

○中山間地域総合整備事業(農村公園管理事業)

小野町の里山風景を活かした交流拡大のため、夏井地区及び湯沢地区に整備した農村公園を適正に管理します。

○多面的機能支払交付金事業

農業・農村の持つ多面的機能の維持のため、農用地、水路、農道等の保全管理を行う地域活動に対し支援を行う。

○林業専用道整備事業

持続可能な林業経営の実現に向け、間伐等の森林施業のための林道を開設します。

○誕生記念品「おめでたいっすー」プレゼント事業

森林づくりの推進と子育て支援のため、子どもの出産祝いとして間伐材を利用した幼児用椅子をプレゼントします。

○造林補助事業

森林整備の推進のため、福島県造林補助事業を実施した林業団体等に対し、町がかさ上げ補助を行います。

○緑とのふれあいの森公園管理事業

自然体験、交流の場としての緑とのふれあいの森公園を指定管理者制度により管理運営し、更なる利用拡大を図ります。

(3) 商工業

○無料職業紹介事業

求人者と求職者を円滑に結びつけるために無料職業紹介所を開設し、労働力の需給調整を図ります。

○小町ふれあいフェスタ事業

産業の振興と芸術文化の発展を図りながら、町の産業、文化、観光資源等を町内外にアピールします。

○小野町街路灯連絡協議会事業

商店街の賑わいづくりと通行の安全確保、防犯のため、協議会の運営を支援します。

○商工関係団体補助事業

商工業の発展のため、商工会をはじめとした商工関係団体の運営を支援します。

○小野町中小企業経営合理化資金保証融資制度事業

中小企業の振興のため、経営合理化資金保証制度に伴う貸付原資として、福島県信用保証協会に貸付けを行います。

○街なか賑わい創出事業

商工会が企画立案する街なか賑わい創出事業を支援するほか、トレーラーハウスの維持管理を行います。

○消費者行政対策事業

消費者の消費生活における被害を防止し、安全を図るため、無料法律相談会等を開催します。

○小野町銘木後継樹育成事業

小野町の豊かな自然環境の象徴として銘木の後継樹を育成します。

○磐越自動車道沿線都市交流事業

磐越自動車道沿線自治体がそれぞれの特性を生かしながら連携し、沿線地域の魅力向上を図ります。

○企業誘致推進事業

雇用創出、地域経済の活性化のため企業の誘致を行います。

○ふるさと納税推進事業

ふるさと納税寄付者へ町の謝意として、また、町の PR と地域経済の活性化を図るため、町の特産品等を返礼品として贈呈します。寄附金は基金に積み立て、寄附者の意向に沿った活用を図ります。

(4) 統計

○統計調査員協議会事業

統計調査員の資質向上と情報交換の場を設けることにより、統計の重要性の普及啓発及び調査の正確性向上を図ります。

○統計調査事業

国民・県民経済の健全な発展のため統計調査を実施します。

第4編 中長期継続プロジェクト

「未来へ おのまち総合計画」は、直近の町の課題解決のため5か年計画として策定していますが、遠く将来を展望しながらのまちづくりは、現在住んでいる町民の安心確保のため、そして持続可能なまちづくりのためとても大切な視点です。

本計画では、この考えを踏まえ、特に次の6つの事業を「中長期継続プロジェクト」と位置づけ、将来にわたり継続的にしっかりと取り組んでいきます。

今後5年間の取り組みは、既に述べたとおりですが、その先の未来についても今後想定される施策として整理しました。

1 小中学校教育の充実(P.26)

【目的と方針】

健全な社会を構築する、心豊かでたくましく生きる力を持つ子どもの育成のため、幼小中教育の連携や地域との協働のもと、魅力ある学校づくりに努めます。

【今後想定される施策】

- 安心して学べる環境づくりの推進
- 学力向上対策の充実
- 外国語教育の充実
- 特別支援教育の充実
- 学びのセーフティネットの充実
- 地域との連携・協働体制の充実
- 食育の推進 など

2 小野インターチェンジ周辺開発の推進(P.47)

【目的と方針】

交通の要衝として優れた地域資源である小野インターチェンジ周辺の開発・整備を推進し、町民の利便性向上、交流人口の拡大などを図り、地域の維持発展を目指します。そのため、小野インターチェンジアタウン構想をもとに、専門検討委員会等による調査や研究を実施し、また、町民等の意見を聞き、整備の優先度を勘案しながら着実に開発を進めます。

【今後想定される施策】

- 開発基本計画の策定
- 用地の取得、造成工事、施設建設工事
- 町の産品生産体制及びエリアタウン管理運営体制の確立
- 積極的な情報発信 など

3 小野町への定住・移住の促進(P.48)

【目的と方針】

人口の急激な減少を緩やかなものとするため、町は平成 27 年度に「小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、定住・移住の促進施策を展開していますが、引き続き、在住者の満足度を向上させながら町外からの移住の促進を図っていきます。

【今後想定される施策】

- 子育て支援の充実
- 教育環境の整備
- 若者の定住対策の推進
- 空き家等の利活用推進
- 人口が減少しても快適に暮らすことができるまちづくりの推進 など

4 右支夏井川河川改修事業の促進(P.54)

【目的と方針】

右支夏井川の河川改修事業を推進し、誰もが安心して暮らせる治水対策を進めるとともに、付け替え道路の整備や空地を利用した公園整備を図るなど、引き続き県事業と一体となった整備を行います。

【今後想定される施策】

- 重点整備区間(稻荷橋～役場付近)の整備促進
- 付け替え道路や親水公園等の整備 など

5 身近なまちづくりの推進(P.55)

【目的と方針】

街なかの道路の再整備、空地の利活用などの環境整備をすることによって、町民が利用しやすく、人が集まりやすい安全・安心な道づくり、まちづくりを図ります。

【今後想定される施策】

- 歩行者にやさしい裏道整備
- 人と車に「安全・安心」な道路整備
- 空き地を利用したポケットパークの整備
- 官民一体となった環境整備 など

6 初期医療体制の充実(P.66)

【目的と方針】

将来にわたって、町民が安心して医療を受けることができる体制を確保し、その良好な地域医療体制のもとで町民の健康長寿の延伸を図ります。

【今後想定される施策】

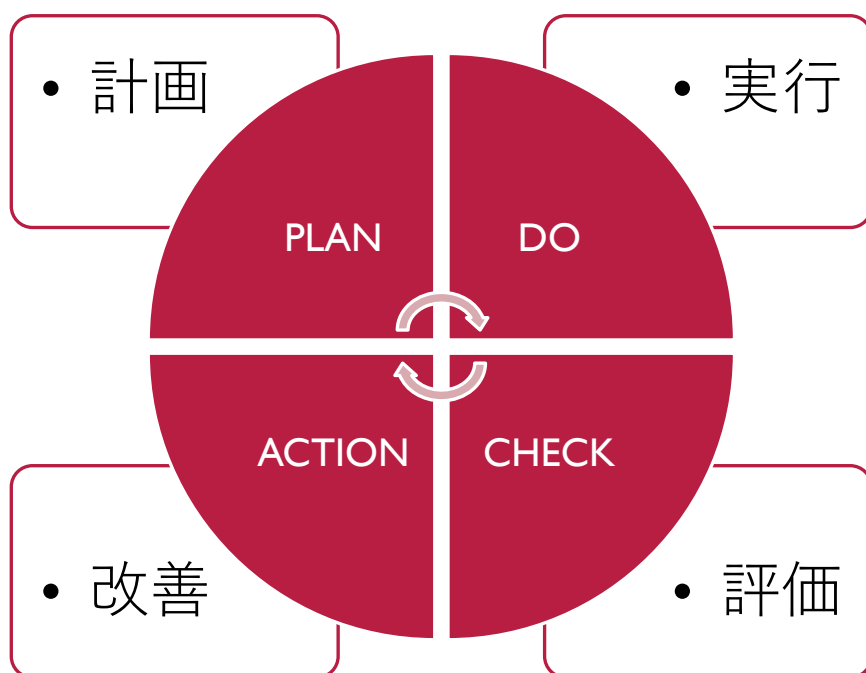
- 公立小野町地方総合病院における夜間・休日の診療継続のための医師確保支援
- 初期救急医療体制の継続
- 適正受診の普及啓発による持続可能な地域医療体制の確保
- 医療機関と連携した町民一人ひとりの健康管理及び健康増進の推進

第5編 進捗管理

1 進捗状況の確認

「未来へ おのまち総合計画」は、財政を所管する総務課及びまちづくりに関する企画業務を所管する企画政策課が進捗管理を所掌します。

進捗状況の確認は、PDCA サイクル(Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善))を基本に、毎年、次年度の予算編成前に必要に応じ各課の取り組み状況のヒアリングを行うとともに、随時、情報提供や進捗状況の調査を行い、進捗状況の確認及び評価を行うとともに必要に応じ計画の見直しを行います。



2 この計画に関する事務

この計画の進行管理に必要なことは、小野町振興計画審議会及び小野町振興計画推進本部会での審議を経て、町長が決定します。

必要に応じ、小野町振興計画推進本部会の下部組織としてワーキンググループを設置し調査・作業を行います。

3 進行状況の公表

この計画に基づく実施計画、進行及び検証状況は、広報紙及びウェブサイトにて公表します。

4 各主要事業の所管課一覧

課等は主管課等名を記載していますが、必要に応じ各課等は横断的に連携し目的の達成を目指します。

基本目標1

子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために

1 地域の子育て支援の充実	子育て支援課
2 幼児教育施設の整備【主要プロジェクト】	子育て支援課
3 小中学校教育の充実【主要プロジェクト】	教育課
4 小学校の統廃合	教育課
5 小中学校施設の整備	教育課
6 国際感覚豊かな人材の育成	教育課
7 活字に親しむまちづくりの推進	教育課
8 芸術・文化の振興	教育課

基本目標2

便利で住みよいきれいな町を目指して

1 役場庁舎の整備推進【主要プロジェクト】	総務課
2 健康づくり拠点施設の整備	健康福祉課
3 情報発信力の強化	総務課
4 ごみ減量化の推進	町民生活課
5 公営住宅等環境整備の推進	地域整備課
6 生活排水処理施設の整備促進	地域整備課
7 安全・安心な飲用水の確保	地域整備課
8 交通弱者の移動支援拡充	企画政策課
9 小野インターチェンジ周辺開発の推進 【主要プロジェクト】	企画政策課
10 小野町への定住・移住の促進	企画政策課
11 観光誘客の推進	産業振興課
12 消防施設管理整備の充実	町民生活課
13 防犯対策の強化	町民生活課
14 右支夏井川河川改修事業の促進	地域整備課
15 身近なまちづくりの推進	地域整備課
16 再生可能エネルギーの更なる活用	企画政策課

基本目標3

将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ

1 生涯にわたる健康づくりの推進【主要プロジェクト】	健康福祉課
2 スポーツに親しむまちづくりの推進	教育課
3 初期医療体制の充実【主要プロジェクト】	健康福祉課
4 健康づくり拠点施設の整備(再掲)	健康福祉課
5 障がい者(児)に優しいまちづくりの推進	健康福祉課
6 高齢者にやさしいまちづくりの推進	健康福祉課
7 介護予防の推進	健康福祉課
8 避難行動要支援者の支援体制の整備	健康福祉課

基本目標4

働く喜びをみんなで感じるために

1 豊かで活力ある農業づくり【主要プロジェクト】	産業振興課
2 魅力ある特産品づくり【主要プロジェクト】	産業振興課
3 林業の振興	産業振興課
4 森林環境の保全	産業振興課
5 賑わいと活気あふれる商工業の推進	産業振興課
6 立地企業の支援拡充	企画政策課

第 6 編 策定の経過・参考資料

1 策定の経過

年月日	会議等名	内 容
平成 29 年 6 月 5 日	第 1 回小野町振興 計画策定本部会	・新しい町の総合計画策定について ・ワーキンググループ員の推薦について
6 月 26 日	第 1 回ワーキング グループ会議	・グループ長の選出 ・第四次小野町振興計画の検証について ・新しい総合計画策定について
7 月 3 日	第 2 回小野町振興 計画策定本部会	・ワーキンググループ員の指定について ・第四次小野町振興計画後期基本計画の検証 作業について
7 月 12 日～ 7 月 27 日	小野町振興計画審 議会委員の公募	
9 月 21 日	第 2 回ワーキング グループ会議	・第四次小野町振興計画の検証について ・新しい総合計画策定について
10 月 2 日	第 3 回小野町振興 計画策定本部会	・第四次小野町振興計画の検証結果について ・新しい総合計画の構成・策定方法について
10 月 10 日	第 1 回小野町振興 計画審議会	・公募委員委嘱(5 名) ・第四次小野町振興計画の検証結果について ・新しいまちづくり総合計画の骨格について
10 月 31 日	第四次小野町振興 計画検証結果公表	ウェブサイトにて
11 月 21 日	町長との意見交換 会	認定農業者会
11 月 24 日	町長との意見交換 会	商工会青年部
11 月 27 日	町長との意見交換 会	小中学校 PTA
11 月 28 日	第 3 回ワーキング グループ会議	・新しい計画の骨格や内容案について ・平成 30 年度重点事業のまとめについて

年月日	会議等名	内 容
12 月 15 日	第 4 回小野町振興 計画策定本部会	・新しい総合計画について ・平成 30 年度重点事業設定にかかる作業について
12 月 25 日	第 2 回小野町振興 計画審議会	・(仮称)まちづくり総合計画(案)の概要について
平成 30 年 2 月 22 日 ～3 月 16 日	パブリックコメント 実施	ウェブサイト、直接閲覧による。 (意見数)
2 月 22 日	第 4 回ワーキング グループ会議	・「未来へ おのまち総合計画」素案について ・平成 30 年度実施計画書案について
3 月 14 日	第 5 回小野町振興 計画策定本部会	・「未来へ おのまち総合計画」素案について ・平成 30 年度実施計画書案について
3 月 19 日	第 3 回小野町振興 計画審議会	・「未来へ おのまち総合計画」素案について ・平成 30 年度実施計画書案について

2 小野町振興計画審議会設置条例及び委員名簿

小野町振興計画審議会条例

(昭和 51 年条例第 17 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小野町振興計画の樹立並びに実施に関する事項について調査審議するため、小野町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、小野町振興計画の樹立並びに実施に関する事項について調査審議する。

(委員)

第 3 条 審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 小野町の公共的団体等の会員
- (2) 各種団体等の会員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(会長等)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ありたるとき、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の審議にあたり、必要に応じ分科会を設けることができる、この場合分科会の運営、調査審議は分科会の委員で別に定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、振興計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

小野町振興計画審議会委員名簿(委員 18 名)

No	審議会役職	氏 名	委嘱時の主たる所属・ 区分
1	会 長	吉 田 代 吉	小野町商工会
2	副会長	松 本 幸 一	小野町行政区長会
3	委 員	吉 田 広 一	福島さくら農業協同組合
4	〃	宗 像 勝 二	ふくしま中央森林組合
5	〃	阿 部 君 江	小野町婦人会
6	〃	吉 田 和 男	小野町 PTA 連絡協議会
7	〃	荒 井 節 子	小野町ともに育つ親の会
8	〃	渡 邊 一 雄	小野町消防団
9	〃	荻 野 和 美	小野町民生委員協議会
10	〃	石 井 清 政	小野町商工会青年部
11	〃	大千里 廣 子	小野町母子保健推進員会
12	〃	岩 塚 喜 次	小野町集落農政推進協議会
13	〃	國 分 喜 正	小野町異業種交流会
14	〃	西 牧 修 一	公募
15	〃	千 葉 慶一郎	〃
16	〃	大 越 政 志	〃
17	〃	緑 川 久 子	〃
18	〃	藤 井 治	〃

3 小野町振興計画策定本部会設置要綱及び本部員名簿

小野町振興計画策定本部設置要綱

(平成 20 年要綱第 6 号)

(設置)

第 1 条 小野町振興計画(以下「振興計画」という。)を策定するため、小野町振興計画策定本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、本町の行財政運営の現状と課題を踏まえた振興計画策定に関する事務とする。

(組織及び任務)

第 3 条 本部の組織は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は町長、副本部長には副町長及び教育長を、委員は各課等の長をもって充てる。

3 本部長は、本部を総理し、本部を代表する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 振興計画及び実施計画の策定等に関する事項を協議検討し、総合調整を図るため、必要に応じ本部会議を開くものとする。

2 本部会議は本部長が招集し、会議の議長にあたるものとする。

(ワーキンググループ)

第 5 条 本部の下部組織として、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループ員は、本部長が指名する。

3 ワーキンググループは、振興計画策定に関し本部長が指示する事項について調査研究、検討を行い、取りまとめのうえ本部に報告する。

(事務局)

第 6 条 本部の事務局は振興計画担当課とし、事務局長は振興計画担当課長をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

小野町振興計画策定本部会名簿

No	本部会役職	職名	氏 名
1	本部長	町長	大和田 昭
2	副本部長	副町長	阿 部 京 一
3	〃	教育委員会教育長	西 牧 裕 司
4	本部員	総務課長兼参事	村 上 春 吉
5	〃	企画政策課長	佐 藤 浩
6	〃	税務課長	吉 田 徳 一
7	〃	参事兼町民生活課長	石 井 一 一
8	〃	健康福祉課長	村 上 昭 一
9	〃	子育て支援課長	鈴 木 稔
10	〃	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	郡 司 功
11	〃	地域整備課長	遠 藤 靖 次
12	〃	会計管理者兼出納室長	宗 像 喜 也
13	〃	教育課長	吉 田 吉 広
14	〃	参事兼議会事務局長	吉 田 浩 祥
15	事務局	企画政策課長	佐 藤 浩
16		企画政策課副課長 (企画政策担当)	先 崎 実

4 小野町振興計画策定本部会(ワーキンググループ員名簿)

ワーキンググループ員名簿

No	所属課等	職名	氏 名
1	総務課	副課長(財政担当)	先崎 秀一
2	企画政策課	副課長(企画政策担当)	先崎 実
3	税務課	副課長(課税担当)	熊谷 真也
4	町民生活課	副課長(町民担当)	郡司 治子
5	健康福祉課	副課長(高齢福祉担当)	佐藤 金哉
6	子育て支援課	副課長(子育て担当)	大川原 幸子 (グループ長)
7	産業振興課	副課長(商工観光担当)	赤坂 泰秀
8	地域整備課	副課長(管理水道担当)	矢吹 昌之 (副グループ長)
9	出納室	主幹	舘川 幸義
10	教育課	副課長(教育総務担当)	西牧 貴子
11	議会事務局	次長	二瓶 淳
12	事務局	企画政策課長	佐藤 浩
13		企画政策課副課長 (企画政策担当)	先崎 実

「未来へ おのまち総合計画」

計画期間 平成 30～34 年度

発行日 平成 30 年 3 月

発 行 小野町

福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92

電話番号 0 2 4 7 - 7 2 - 2 1 1 1 (代表)

ファクシミリ 0 2 4 7 - 7 2 - 3 1 2 1

WEB サイト <http://www.town.ono.fukushima.jp/>
